平成27年(ワ)第13562号 損害賠償請求事件

原 告 井戸川克隆

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

2024 (令和6) 年1月20日

原告第32準備書面 被告東京電力準備書面(12)に反論する

東京地方裁判所 民事第50部 合ろ係 御中

原告 福島県双葉郡双葉町大字郡山字馬場116番地 井戸川克隆

目次

第1章 まえおき	4
原告が用いる「策文」という造語の意味は、欺罔、奸詐の意味を含	∵む「自分を隠し、相手
に責任と被害・損害を負わせるために用いる文章」を、策文と呼、	ぶことにしている。4
第1. 被ばく被害隠しの履歴	7
1. プルームの流れの偽装	7
(1)広島原爆のプルームの広がり	7
(2) マーシャル諸島核実験のプルームの広がり	11
(3)チェルノブイリ原発事故のプルームの広がり	12
(4)東京電力株式会社の事故のプルームの広がり	13
2. 人工被ばく被害の発祥	14
(1)広島・長崎原爆投下	14
(2)ビキニ環礁核実験の被爆者たちと	14
(3)チェルノブイリ原発事故から学ぶこと	16
(4) 欺罔についての一般論	21
(5)計量法の存在	22
(6)放医研のウソを使う UNSCEAR 2013年報告 付属書	A 25
第2. 本件事故後の実態	28
1. 債権者(被災者・国民)の権利侵害	28
2. 傀儡組織とは	29
3. 傀儡らが犯罪者という理由	29
4. 本件における組織的犯罪	33
(1)被害者側の差損の相関図	33
(2)サギ・詐取の構図	34
(3)事故当事者に対する差益ほう助組織	35
(4)正当な事故時の行程表	36
(5)約束していた文部科学省の姿図	
(6)被ばくに至った菅政権の執ったロスタイム一覧	41
5.傀儡組織による原告らの不当排除	42
第3. 被ばく被害者、そして原告ら債権者の主張	46
1.勝俣社長との意見交換記録	
2.8月28日の広告に被告東電はウソがつけない	49
3. 武藤 栄常務 双葉町への提供資料	49
4. 被告東電 元第一原発所長の嗚咽	51
5. 被告東電による双葉町放射能汚染	52

6		偽現地災害対策本部の実測値5	4
7	•	ICRP の説示	6
8		被告東電厳重注意される5	7
第4		原告の肉体の変化5	9
第 5		双葉町民の被ばく症状 (女性 平成 29 年 11 月死亡)	2
第 6	·	規制主務省庁の反省	4
第 2	章	: 反 論	5
第 1		被告東電の証拠について	6
1		「乙二97 長崎大学原爆後障害医療研究所」の誤りについて	6
2		「乙二98 人体への影響」の誤りについて	8
3	١.	「乙二99 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」の誤りについ	0
7	-	7	0
		「乙二100放射性物質対策に関する不安の声について」の誤りについて	
第 2		原告の健康被害の反論について	1
1		「放射線の影響による原告の鼻血の事実が明らかであるとの原告の主張の	2
部	もり	」の誤り7	2
		「鼻血と被ばくとの因果関係は疫学的に明らかであるとの原告の主張の誤り」の誤	
		7	2
		「原告の本件事故前後の健康状態の概要と評価に関する原告の主張によっても原告	
主	張	きする健康障害は裏付けられないことについて」の誤り	'3
	((1)「定期健康診断の結果を踏まえても、そもそも本件事故後に具体的な「健康障害」	J
	か	- 『生じたことを確認することが出来ないこと」の誤り	'3
		(2)「原告が主張する各自覚症状が本件事故に起因するものであるとは認め7	
	ら	れないこと」の誤りについて7	'4
4		「結論」の誤り	
		被告東電は原点に戻れ	
		「京電力株式会社には、決して覆せない歴史があるはずだ。	
		f. 原告の追加主張	
		行政として果たさなければならないこと	
<u>۸</u> ـــ	= ∓	:	. ^

第1章 まえおき

原発事故後に最初に気付いたのは、欺罔・奸詐の原発行政だった。

欺罔とは:相手を騙して錯誤に陥れることや、相手を欺く行為をいう。奸詐とは: ウソや計略で人を陥れようとすること。

原告が用いる「**策文**」という造語の意味は、欺罔、奸詐の意味を含む「<u>自分を</u> <u>隠し、相手に責任と被害・損害を負わせるために用いる文章</u>」を、策文と呼ぶこ とにしている。

※ 被告国の欺罔・奸詐の代表例



菅直人総理の欺罔によって、日本の災害史が偽装された。

上記、記事の大失敗による国民の一人当たりの被害を5,000万円と計算すれば、約1億人×5,000万円として、本件事故による国富の喪失は5,000,000,000,000,000円を下らないと推測している。

※ 被告東電の欺罔・奸詐の代表例

平成 18 年 8 月 28 日福島第一原子力発電所で、勝俣社長が主催する「信頼回復に向けた 4 年間の道のり」の大反省会で、原告及び大熊町長に語ったことを思い出さなければならない。原告の立場は、当時双葉町長として平日で公務中だったので、双葉町民に誓ったと解さなければならない。

【 4つの約束】

◆再発防止と信頼の回復 ~ 「しない風土」「させない仕組み」 の構築

【第1の約束】情報公開と透明性の確保

- ・発電所地域情報会議への参加と当社の情報公開の考え方を決定
- ・原子力安全・品質保証会議の設置 等

【第2の約束】業務の的確な遂行に向けた環境整備

- ・法令上、倫理上の悩みを相談できる窓口を設置
- ・不適合管理委員会による不適合事例の審議
- ・規程・マニュアルの総点検 ・組織改編 等

【第3の約束】原子力部門の社内監査の強化と企業風土の改革

- ・原子力部門の品質保証体制の整備
- ・社内コミュニケーションの活性化
- 原子力部門と他部門との人材交流等

【第4の約束】企業倫理遵守の徹底

- ・企業倫理遵守の徹底に向けた体制の整備
- ・企業倫理委員会の設置
- ・企業倫理遵守に関する行動基準の作成 等

8.29福一維新

3

上記に、「**しない風土**」(事故を起こさない風土と読み取れる)、「**させない仕組み**」(周辺住民を被ばくさせない・避難させない仕組みと読み取れる)が赤字で強調されている。

このイベントの会場には、双葉町・大熊町の町長が来賓として招かれて、来賓 の挨拶をしたので、強く記憶している。

少なくとも、このイベントは公式で、ここで誓ったことは、発電所立地町に対し、この誓いを約束したものと受け止めていたので、この時の資料を保存しておいた。

この4つの約束から本件事故について語ると

1. 東電が原告らに、長年言い続けてきた言葉の「止める」「冷やす」「閉じ込める」が策文に過ぎなかった。

- 2. 「【4つの約束】の情報公開と透明性の確保」に反し、津波地震について、 2002年から国と協議していたことを隠していた。
- 3. 東北電力女川原発と東海第二原発では、津波地震対策を実施していたことを隠していた。
- 4. 東電設計が15.7mの津波高さを東電に報告していたことを隠していた。
- 5. 平成20年9月福島第一原発第二応接室で開催した「秘密会議」で津波対 策は不可避としていたことを隠していた。
- 6. 防災資機材報告の内容は、実行しない策文だった。
- 7. 平成22年福島県原子力安全確保技術連絡会議に提出した文書は虚偽だったことを隠していた。
- 8. 平成23年3月7日に津波対策会議を文科省で開催していたことを隠していた。
- 9. 第一原発の地下水は建設前から大量に流れていたことを隠していた。

ことなどから、双葉町を壊された原告らの立場で考えると、東京電力株式会社は、最悪な虚偽報告等による反社会的行為によって、本件事故を惹起させたので、原告に対して反論などすることが出来るはずがない。

しかも、被告東電は、本件事故後、国に責任を転嫁し平然としているので、原告に対して対等にたたかえる立場にはない。事故の割合から言えば原告の責任は0で、被告東電の隠ぺいとウソというハンディを考慮すると、被告東電の過失割合は100に限りなく近い存在であることを基本として、事実を基に反論すべきである。

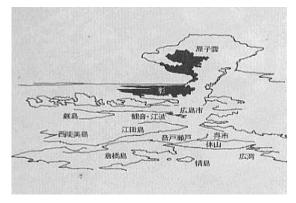
この為、原告の損害賠償請求には、騙されたという明確な理由が存在するので、 本件損害賠償を請求するのは債権者として正当な行為である。

当裁判では、特に、ここの約束については、逃げきれないものと裁断して頂き たいと願っています。

第1. 被ばく被害隠しの履歴

- 1. プルームの流れの偽装
 - (1) 広島原爆のプルームの広がり





《広島市に投下された原子爆弾の放射能雲の広がり》



黒い雨降雨地域

上図の黒い雨降雨地域とは、「物理的に存在しない騙し絵(漫画)」と原告は 判断している。何故、騙し絵と判断するかと言えば、当時はアメリカ軍の影響 下にあって、住民が発言できない恐怖の中で、核爆弾の殺傷能力の事実を公開 できる環境ではなかった。この為に設けられた ABCC は、その最前線で市民 の被爆被害調査を行い、軍政下の強権力で被爆被害の事実を、市民・ヒバクシ ャに沈黙を強いたから、「黒い雨降雨地域」という、ごく狭い範囲を被爆被害 区域とさせたと、原告は判断している。

原告の疎い物理学でさえも、この雨域は騙すための策文と判断できる。その理由は、世界中で後に起きた核実験、原発事故のプルームの地球規模の広がりが、黒い雨降雨地域が現存できないことを示している。以下、(2) ~ (4) で、黒い雨降雨地域という考え方が、ウソであることが証明されている。

したがって、恣意的に矮小化された広島・長崎原爆被害を、厚生省がもっと もらしく策文し、これに寄与した専門家という者達が、国際機関を作って人類 に悪弊を及ぼしている。

長崎市原爆資料館では、高高度で核分裂生成物は高温燃焼したため、地上には放射性物質は存在しないと説明して見学者を誤導していた。これには、長崎大学の監修を得ていると表示されていた。これを聞いたとき、やっぱり、山下俊一、高村昇、長瀧重信らの言葉に信頼性が無いと思った。

矮小化された広島・長崎原爆被害論に基づいている、国際機関(IAEA, ICRP.UNSCEAR、WHOら)が語ることを、原告は全て信じていない。

国際機関の属性を見ただけで、彼ら原子力推進の立場の存在が、資金提供母体に対して不都合なことを言うはずがない。

チェルブイリ原発事故、福島の事故でも、事故直後からウソの正体を露呈している。山下俊一が福島で語った第 1 声の「100ミリシーベルト以下は発症しない」と「にこにこ笑っていろ」、枝野幸男官房長官が同じく「直ちに影響がない」と語った、実証の無い言葉は忘れられない。

その後に、20ミリシーベルト論を持ち出して住民の避難を妨害したのは、全て、原子力推進機関の政治、行政、官界、産業界及びメディアらの権益上の都合に適わせるために、「被ばく被害がない」というウソの大合唱を始めた。

この現象の裏を返せば、福島県県民健康調査の動き、UNSCEAR の 2 つの報告書が目指す方向は、当然に「被ばくの影響がない」という方向に集約することになるので、被ばく被害者に有利な事実を語るはずがない。

《本件事故と広島原爆の違い》朝日新聞記事 2011 年 8 月 27 日 【以下は朝日新聞記事】

5 14 版 2011年(平成23年)8月27日 第下 試できていない」とし、合 に統合する案について、細 ら必要」などと、統合に前 説かれた。細野氏も「秘金 定。ノウハウが不十分な消 意を事実上棚上げした。 一側を統合するメリットが ーは、事務レベルで統合に 体などを加えた第三者機関 賞者庁と機関のないセンタ 止を含めた見直しを閣議決 を指摘されたセンターは事 消費者庁との業務のダブり 政務三役で協議した細野氏 提出するとした。しかし、 常国会に必要な関連法案を 正式合意。2013年の通 判断するという。 は、今後改めて政務三役で で議論を続け、統合するか を明らかにした。消費者団 野豪志消費者担当相は26 民生酒センターを消費者庁 **灯は昨年末、センターの麻** 独法の見直しがきっかけ。 在分けの対象となり、政 同日午前、同庁とセンタ 議論の発端は政府による 独立行政法人 (独法) 国 結論を先送りする方針 統合見送り 議論継続 消費者庁・国民生活センタ り、「著しく不平等」 (当 58年に秘密文書を米政府 約束した「日米密約」が26 らだ。一方、米国議会に 弘氏)との批判を浴びたか 時の改進党所属の中曾根康 改定交渉をしたのは、旧協 **路定(地位協定の前身)の** 準」が裏付けられた。 には隠していた「三重基 には表明しながら、自国民 と交わしていたのだ。米側 日、明らかになった。19 以外は裁判権を放棄すると 外犯罪について、重要事件 ないか、と反発。内閣府消 教務ができなくなるのでは ターが政府機関に入ると消 合会からも騒念の声が相次 費者委員会や日本弁護士連 裁 費者目録の情報発信や被害 一方、消費者団体はセン|こられた団体の皆さんと根 吉田茂政権が53年、行政 日本政府が米兵らの公務」とへの反発があった。日本 細野氏は「長年やって 判権放棄 表明 国 が、国内の批判を恐れ、配 を行使しないと表明した め、重要事件以外は裁判権 に調査を命じたからで、民は、岡田克也元外相が省内 どうかや、関連文書を公開 書が日米の密約に当たるか だ。ただ、松本剛明外相は 民には ては「私が申し上げるべき 対応が適切だったかについ しなかった過去の外務省の 26日の配者会見で、秘密文 録文書を秘密扱いにした。 ることにした。 表明。統合を急ぐよりも、 いことは極めて残念だ」と 費者庁が) 力を発揮できな 本的に無戮を生じて、 ではない」と明言を避け 主党政権の政治主導の成果 側は交渉決製を回避するた 関係団体との信頼回復を図 これが明らかになったの 文書が日米の合意文書 一重基 (稲垣大志郎) 淮 循 の政権公約で「提起」と明配 党政権も、国民向けの説明 おらず、このままでは民主 2年たっても実行に移して した。しかし、政権交代から ではなく、日本政府の方針 診療の種類別にみると、入院が14兆9 千億円(40.7%)、入院外と調剤で19兆円 (52%)、趙科は2兆6千億円(7.1%)。入 腕は前年度比6.2%増と伸びが大きい。 1人当たりの医療費は平均28万7千円。70歳未満は17万4千円で、70歳以上 は79万3千円。後期高齢者を寮制度の対 場とたるできたした00万14年の対 とが主な理由だ。 の説明という体裁であるこ と対米姿勢が異なる「二重 医療費最高 36兆6千億円 民主党は地位協定そのも 昨年度 8年連続増 2010年度の医療費は36兆6千億円で、 過去最高を更新した。前年度より1兆 3700億円多く、8年連続で増加。高齢化 を背景に70歳以上の医療費も増えてお り、16兆2千億円と全体の44.3%を占め た。厚生労働省が26日発表した。 象となる75歳以上は90万1千円だった。 T-Power の種類別の量をまとめた資 セシウム137が原爆の1 ると、原発事故の放出量は 料を公表した。単純計算す一た福島第一原発事故の炉心 中に放出された放射性物質 投下された原子爆弾で大気 島第一原発事故と、広島に 保安院は26日、東京電力福 縮や緩和に向け、経済産業 使用制限令」の発動期間短 山形脈 宫城県 東電と国が協議 電力制限の緩和 ・ 明書のの規模を■〈可格型のMTS) 1000ほシーベルト・1部グー格地で観測された大気中の放射線量 単音は毎時間シーベルト・1*シ ● 固定式の穀洞装置(可操型も含む) 東京電力は36日、「電力 ▲携帯型測定器などで計測。装置の違いなど 種符厳業省原子力安全・ 68・5倍、ヨウ素131 福島放出 **広島原爆18倍相** で数値に差が出る場合がある 山形 0.041(0.082) なかを描る 飯館 2.39 南相 0.42 泊江 赤字木 15.8 ₹;R0.080 新発田 0.056 0.056 同餐 0.056 会津苦級 1.08(0.04) 全 0.16 2.08(0.04) 全 セ |00年に国連科学委員会が一理的でない」と 解析による試算値と、20 今年8月に保安院が公表し 委員会の求めに応じ作成。 が2・5倍にあたる。 一には陥らないとみている。 **食がなくても、一定の節電** 福島県 ・イノベーション推進特別 効果が残るため、供給不足 より、900万キワット程 2週(3~9日)以降の予 資料は、衆議院科学技術 *・ワット。 昨年の同じ時期 の情報見通しによると 想最大電力は、4000万 シウ 冕 いわき 0.18本 部類0.12⁴ 日光 栃木県 ・北茨城0.15 東京0.111 日立0.165 東海0.115 ひたちなか0.16 # 20.08▲ 当 李超度。 0.061 (0.067) 白石、波江(宗字木下津島)は同日 保安院試算 · 大戸 0.088 (0.058 が大きく違う。 もトラブルで停っ があり、原発事 製の浄化装置で 量で単純に比較 爆風、中性子線 る可能性を示し 原場が80・ベク のは初めて。 ら、水準化全体 使った浄化がぬ 能汚染がそれだ と、原発事故が いセシウム130 を放射性物質ご 中に、米キュリ ベクレル(テラ した。半減期が まとめた広島原 保安院は「原 舒田0.14 ●市原 0.042(0.044) 新宿 0.0613(0.079)

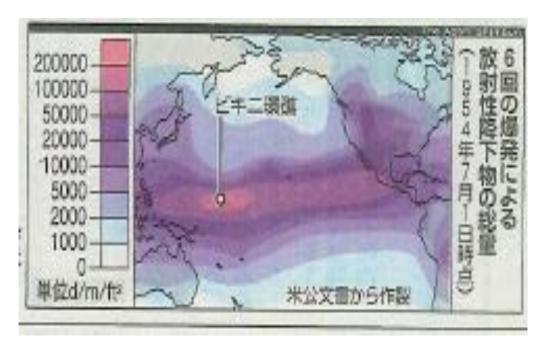


この記事の真贋については、原子力安全・保安院の話なので定かではないが、 一考に値するので掲載したものである。

ここに記事を掲載したのは、広島・長崎原爆被害の経験をもとに、本件事故の被害を比較して、高村意見が放射能被害の多寡を語ることは、本件事故に合致しないものと、原告は判断しているので掲載した。

したがって、狭い範囲の被害を基について語っている、広島・長崎原爆被害の医・科学者は、本件事故との比較の、広島・長崎原爆被害の168倍の換算をしないままでは、専門家を語る資格は存在しない。この考え方から、高村意見を、本件において証拠とすることはできないのである。

(2) マーシャル諸島核実験のプルームの広がり

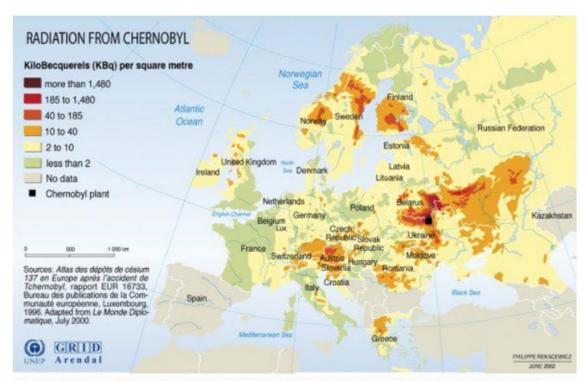


《米国 1954 年 3~5 月太平洋のビキニ環礁核実験のプルームの流れ》

米軍の水爆実験で、放射性降下物「死の灰」が太平洋を越えて広がり、日本国内や米国内などにも降下していたことが、日本の研究者が入手した米公文書で裏付けられた。単位は d/m/ft²と記載されている。

本件において、このような拡散実体が公開されて、干渉チェック、査読されていない現在において、被ばく被害が無いという UNSCEAR 報告の虚偽は、ここでも明らかになる。

(3) チェルノブイリ原発事故のプルームの広がり



Sources: UNEP/GRID-Arendal, European Environment Agency; AMAP Assessment Report: Arctic Pollution Issues, Arctic Monitoring and Assessment Programme (AMAP), 1998, Oslo; European Monitoring and Evaluation Programme (EMEP); Co-operative programme for monitoring and evaluation of the long range transmission of air pollutants in Europe, 1999. Adapted from Le Monde Diplomatique, July 2000.

《チェルノブイリ原発事故のプルームの広がり》

この資料は、チェルノブイリ原発事故の放射性物質の放出の実態を正しく表示されていると考えているので示した。

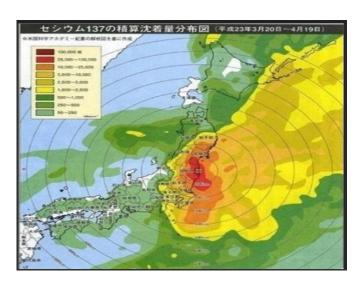
スウェーデンのトナカイの肉を食べている人にも、被ばく被害が発症している ことは世界で良く知られている。

チェルノブイリ原発事故の被ばく被害は、当初、IAEA,ICRP,UNSCEAR らが構成するチェルブイリ・フォーラムが健康被害の実態を矮小化して、世界を騙していたことは衆知のことである。

これに反発したウクライナ国民とベラルーシ国民及びロシア国民らは、自分たちの主権を侵害されていたことから、両国民ら自身がこれに逆らい、ウクライナ国法を成立させたことは有名な事実である。

当裁判において、UNSCEAR 報告の証拠は不十分で、採用できないと判示されることを願っております。

(4) 東京電力株式会社の事故のプルームの広がり



上図のような汚染地図ができない理由は一つ、原災法を遵守しない違法組織 (例:内閣府原子力被災者生活支援チーム等及びメディア)が、一団となってウ ソを拡散して善良な国民を騙し、原子力産業の生き残りに多大な税金を投入し たためである。

観測された空間線量マップの例

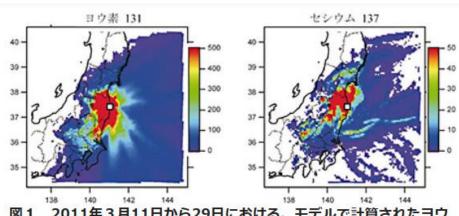


図1 2011年3月11日から29日における、モデルで計算されたヨウ素131(左図)とセシウム137(右図)の蓄積沈着量。単位はいずれも kBg m-2。

《国立環境研究所のプルームの広がり》

上図は、国立環境研究所が公開したもの。この拡散状況は動画なので、その一部を切り取り掲載した。危機管理をいうのであれば、予測・予見が大事を小事に収めることができる。上図を被ばく被害の最小化するために利用するべきであ

る。

2 人工被ばく被害の発祥

(1) 広島・長崎原爆投下

子供の時に見た映画「ひろしま」で、女学生が衰弱して寝ているとき、「鼻から血を流す」シーンが忘れられない。あの時から様々な原爆被害の資料を見るのが嫌だった。黒い雨、はだしのゲンを最後まで読むのは今でもいやだ。この為に、原告は、普段から東電に被ばくさせるなよという気持ちで、アウトサイドからオンサイト、発電所の動き、トラブル報告の内容に気を緩めることなく注目してきた。しかし、ウソには無防備だった、性善説で東電と国に向かうのは、とても危険なことだと、今では実感と反省をしている。

原告は誤魔化しを避けるために、策文された専門家らの論文に頼らず、正確 な被ばく被害の実態を知る必要から、下記の資料を求めてある。

- ·広島新史(全編) 昭和56年3月刊 広島市
- ·原子爆弾災害調査報告集 1953年 日本学術振興会刊
- ・核燃料加工施設臨界事故の記録 茨城県

等多数を所蔵し、読んでいるが、本件の事実との照合において、歴史的な時間 差及び経験と観察技術及び機器の向上と突合させた、正確な理解による結論 を得るため、原告は日夜励んでいる。

したがって、原告には、高村意見は不要であることを伝えておきたい。

(2) ビキニ環礁核実験の被爆者たちと

原告がマーシャル諸島共和国を訪れたのは、2018年2月末、3月1日に 行われるビキニデーというイベントに合わせるためと、リミヨ・エボンさんに 会うためだった。しかし、リミヨさんは私たちが訪問する直前に亡くなってい た。原告が、マジュロに入国した翌日病院に駆け付けたが、自宅に戻られていた。このため、自宅を訪ねて、棺の中のリミヨさんと対面した。この方は子供の時被爆した一世なので、多くの病変を繰り返していたそうなので、貴重な経験談を聞くことはできなかった。リミヨさんの葬送の儀に立ち会い、衝撃を受けたのは、リミヨさんの遺体は地上につくられた棺(コンクリート製)に収められたこと。後で聞いたら、被爆者はマジュロ島の土にはなれないということだった。同じ国なのに、ロンゲラップ島の被爆者は、ここでも差別されていた。

後日、リミヨさんと同じ被爆者のネルジェ(老女)さんに経験談を聞いた。 ロンゲラップ島民の方たちは、被爆の数値的な情報が少なく、福島の被ばく被 害を語り合えなかったが、話の端々からにじみ出る、苦虫をつぶしたような表 情に、悔しさが現れていた。

3か月ごとに、米軍から支給される75ドルは、毎日、ホテルのベットメーキングのチップ1ドルと比べれば、生活ができるはずがない。孫たちは、マジュロ島の子どもたちからいじめに遭っている、青年は職に就けず、夜、素潜りで漁をして、朝、路上で魚を売り生活費にしているという悲劇を学んだ悲しい旅だった。後でネルジェさんも亡くなれたと聞いた。

マーシャル諸島の被爆被害者は、福島と同じく、「**騙され続けている**」と実感した旅だった。

さて、ビキニを語るには、「ビキニ水爆被災資料集(東京大学出版会)」を読むことにしている。

720頁に及ぶので、三宅泰雄の第五福竜丸のおしえの要点を述べる。

前略「<u>事態のただならぬことをさとった「彼女」(第五福竜丸)は、故郷に</u> むかって直行した。「彼女」が母港の焼津にかえりついたのは、3月14日(日) のことであった。その日、乗組員に健康診断をたのまれた大井俊亮医師は、直 感的に、全員が「**放射能症**」にかかっている、と判断した。**大井医師の診断は**

正しかった。第五福竜丸は、人も、魚も、船体も、そのすべてが、放射能でつよく汚染されていたのである。」以降略

本書では、本の詳細な内容を解説するのを省略するが、日本政府の弱腰によって、一千隻に迫る船員たちの被ばく被害が矮小化されていることが分かる。

(3) チェルノブイリ原発事故から学ぶこと

先ず、始めに今中哲二氏の「<u>チェルノブイリ20年:事故の経過、汚染、被曝、</u> 影響」から、チェルブイリ・フォーラムについての論考を示すことから始める。

チェル/ブイリ・フォーラム報告:総死者 4000 人

2005 年 9 月、IAEA や WHO など国連 8 機関とウクライナ、ベラルーシ、ロシア政府の専門家で構成されるチェルノブイリ・フォーラムが、事故 20 年に向けての国際会議をウィーンの IAEA 本部で開き、「放射線被曝にともなう死者は、これまでに確認された死者と予測されるガン死を合わせて最終的に 4000 人となる」という報告を発表した。これを受けて、世界中のマスコミは、チェルノブイリの健康被害が従来考えられていたものより小さかったと報じた。

フォーラム報告書は、50 ページほどの本文、環境関係、社会・経済関係、健康被害関係の3つの付属文書(合計約500ページ)、さらに11ページのプレス・リリースで構成されている(ダウンロード URL: http://www.iaea.org/NewsCenter/Focus/Chernobyl/index.shtml)。死者4000人の内訳がキチンと説明されているわけではないが、報告書を眺めて数字を解読してみると次のようになった。

◇ これまでに確認された死者:56人
急性放射線障害で死亡した人・・・・・・・・・・・ 28人
急性患者で回復した104人のうち後に死亡した人 ・・・・・・ 19人
小児甲状腺ガン患者(約4000人)のうち死亡した人・・・・・・・ 9人
♦ ガン死数 (計算に基づく予測):3940件
 1986-1987年の事故処理作業者20万人(平均被曝量100mSv)・・ 2200件
 30km圏事故直後避難民11.6万人(同10mSv) ・・・・・・・ 140件
 高汚染地域(15キュリー/km²以上)住民27万人(同50mSv) ・・ 1600件

~ 17 ~

| 内の数字は、奸詐そのものである。

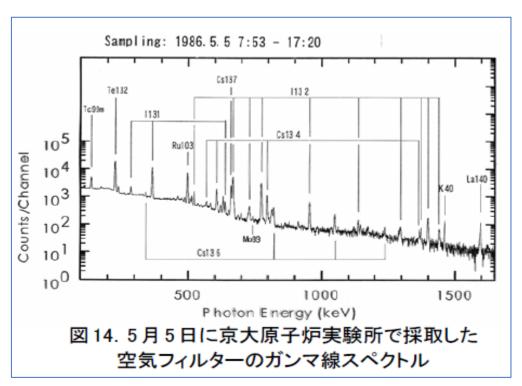
ロ「これまでに確認された死者」とは、「これまでに確認されていない死者」は入っていないことになる。たとえば、「事故処理作業者の健康調査」で述べたように、リャザン州での事故処理作業者の調査に基づくと、これまでに数万人規模の死亡あったとしても不思議はない、といったことは無視されている。また、小児ガンの死亡は、ベラルーシ8人、ロシア1人となっていて不思議なことにウクライナでの死亡がなかった。昨年10月末に今中は、たまたまキエフの内分泌研究所を訪問し小児甲状腺ガンについて担当医師から直接話を聞く機会があった。そこの病院では約400件の小児甲状腺ガンの手術を行い、これまで死亡したのは15~20人だったそうである。

□新聞報道によると、新たなデータを用いて新たな解析を行ってみたら「ガン死が大幅に減った」というのがフォーラムの結論だそうである。日本から参加した政府専門家も「より確かな予測が得られた」と思ったらしい。フォーラム報告を読み込めばすぐに分かることだが、上記の評価は、ガン死数9000件としたチェルノブイリ10周年でのIAEA会議での報告と基本的に同じである。今回は、"なぜか"汚染地域(1キュリー/km²以上)住民680万人(平均被曝量7mSv)を評価の対象から外し、彼らに予測されるガン死5000件をさっぴいた結果、4000件のガン死と結論されたという次第である。今中らのグループは事故の翌年に、チェルノブイリ事故によって生じるガン死の数は、13万~42万件と見積もった。この数字は、旧ソ連やヨーロッパ各国の汚染データを集め、セシウム137による地表汚染に基づいて長期的な被曝量を評価しガン死数を算出したものだった。対象にしたのは、低レベル汚染地域も含む旧ソ連ヨーロッパ地域7450万人(平均被曝量20mSv)とヨーロッパ各国4億9000万人(同1.5mSv)だった。フォーラム報告と今中らとでガン死評価の手法は同じようなものだが、チェルノブイリ事故を考えるときの想像力が違っているようだ。

と、チェルブイリ・フォーラムを酷評していて、IAEA,ICRP,UNSCEAR 等ら を当てにしてはいけないことが解かる。チェルブイリ・フォーラムのメンバーに は当然、UNSCEAR 関係者が絡んでいる。

このため、UNSCEAR報告は、本裁判の証拠にはならないと強く主張する。

チェルノブイリ原発事故で日本に飛んできた放射能



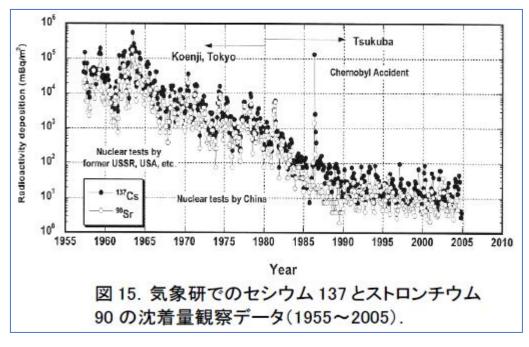


表6. チェルノブイリからの沈着放射能による日本での1年間の平均被曝量. 単位:mSv

大人乳児外部被曝:全身0.0030.003内部被曝:全身0.0010.006内部被曝:甲状腺0.150.5

ということになっていた。

チェルノブイリ原発事故から学ぶことは、「略称:衆議院チェルノブイリ事故報告書」に、綴られている内容から、国際機関らによる偽装から逃れ、自国民らの健康を守るために、自ら調査をし、基準を作り子どもを被ばくから守るために、保養させたことなどで、現場のデータを語る「チェルブイリの長い影」という報告書ができたことなど、多くを学ぶことができる。

原告はウクライナを訪れ、博物館、研究所、ナロジチ地区等で市民と交歓し、 意見を聞き、研究者の忠告を聞き、廃墟となった集落に入り、チェルノブイリ原 発事故の核害の大きさの一端を学んできた。

強く印象に残ったのは、労働者の国と資本家の国の違いだった。労働者の国は、 国民を守ることが第一で、資本家の日本は、国民を卑下し、企業の存続を優先す る国だと強く痛感したことである。

(4) 欺罔についての一般論

原告が長年、生業としてきた、建築工事に本件事故を置き換えて、考える ことにする。

建築工事は、先ず、利用目的に適うために、都市計画、近隣、地形、地盤、 風水害等を基礎に基本設計を作る。基本設計を作るのには、構造設計、意匠 設計、空調・換気設計、消防・防災設計、照明設計等のチームが、依頼者の 意向と費用を考慮して作成し、行政の建築主事に提出して、合格しければな らない。

これを、施工業者に発注する。受注業者は専門業者と基本設計図を基に、 実寸法が記された3次元的な「施工図」をそれぞれ作り、干渉チェックを行い、工程表に合わせた工事を行う。工事を施工する現場は、建築基準法及び 関係法は勿論のこと、規格、基準に従い、周辺環境への悪影響を防止し、労 働安全衛生法、同規則を第一に人を管理し、完成を目指す。施工図作成の段 階で、各々の専門業者は、規格基準を守ることは勿論のこと、許容される誤 差内に収まるように注意を払う。構造設計では、新耐震基準を守るための、 鉄筋の形状・寸法を考慮した配筋図を作らなければならない。しかし、この 配筋図は平面を多く利用するために、使用される鉄筋の量が不足する問題 が起きることもある。

さて、原告が経験してきた建築論を語ってきたが、本件事故を経験して、原子力行政のお粗末さに驚いている。本件事故は、至って簡単な理由から起きてしまった。お粗末というのは、地震と津波で、いとも簡単に壊れることだった。東京電力の底力は、皆無だったので壊れたものと判断している。

原告が工事に携わった建築物は、いずれも壊れていない。もとより、耐震 基準に沿うように、受水槽と基礎コンクリートは、重力加速度を加味した耐 震性を合格し、及び、配管・機器を吊るアンカーボルトを建築基準法に合致 させていたので、原告が施工した現場は、いずれも東北地方太平洋沖地震に 耐えることが出来た。

したがって、本件事故は、被告東電がいう「想定外」ではなく、設計・施工の初歩的な考慮不足が主因である。

その後の対応は、初歩的な考慮不足を隠し、「欺罔」「奸詐」を駆使して、「**止める**」「**冷やす**」「**閉じ込める**」のウソを隠蔽することに徹している。こんな会社に高度の危惧の感覚を要する原発を建設し、運転する資格は全くない。

(5) 計量法の存在

計量法(平成4年5月20日法律第51号)は、計量の規準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする(第1条)。

法定計量単位

詳細は「計量法に基づく計量単位一覧」を参照

計量法は、「物象の状態の量」のうち、熟度の高いもの72量(第2条第1項第1号)と、熟度の低いもの17量(第2条第1項第2号、計量単位令第1条)の、合計80量について計量法上の「計量」の対象としている。この80量以外の量を計ることは計量法上の計量とは扱われない[2]。

A 熟度の高いものとして、次の72量を計量法第2条第1項第1号で定めている。

■ 長さ、質量、時間、電流、温度、物質量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、カ、カのモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気のコンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量、線量当量率

B 熟度の低いものとして、次の17量を計量単位令第1条で定めている。

■ 繊度、比重、引張強さ、圧縮強さ、硬さ、衝撃値、粒度、耐火度、力率、屈折度、湿度、粒子フルエンス、粒子フルエンス率、エネルギーフルエンス、エネルギーフルエンス率、放射能面密度、放射能濃度

取引又は証明に該当するもの

- 内容量の表示(缶詰、びん詰め、ジュース等)
- 契約書上での表示(○○○万円/m²など)
- 仕様書(商取引に伴う表示)
- 計量器への計量目盛、計量単位の付与[19]

取引・証明に該当しないもの

- 計量の結果が外部に表明されない計量や契約の要件にならない計量
- 研究所等で行う内部的な各種計量
- 参考値の付与
- 学術論文など学術研究における単位の使用
- 学術書等の書物上での事実の表示

第6章 計量証明事業

• 計量証明事業制度

計量証明を行おうとする事業者に、事務所ごとにその所 在地の都道府県知事に登録を義務付けている制度。

一般計量証明事業 (登録数:約4,700事業者)

・長さ、質量、面積、体積、熱量

環境計量証明事業 (登録数:約4,900事業者)

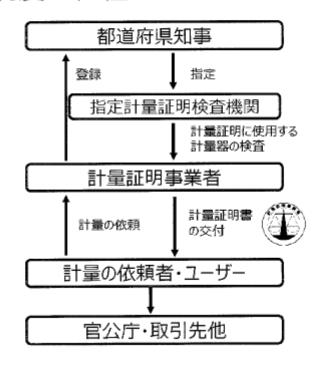
・濃度、音圧レベル、振動加速度レベル



計量証明書に付すことができる標章

第6章 計量証明事業

• 計量証明制度の仕組み



ここに、計量法を用いたのは、規制義務の有る行政庁が、いい加減な線量調査と、国際機関並びに専門家という誤魔化しを氾濫させ、国民を騙しているので、環境計量には法と規制があることを示す為である。

この法の番人の福島県は、本件事故の被害者側に在るはずの福島県自身が、 緊急時環境放射線モニタリング調査とデータの公表を怠り、ヨウ素剤の予防 服用を止めさせ、スピィーディ情報を隠し、スクリーニング検査を誤魔化して、 福島県民の保護を怠っているから始末が悪い。

UNSCEAR、ICRP等は計量証明事業者なのかが、問われなければならない。 人の「生命、健康」を左右する資格を有する事業者なのか?又は、医療判断で きる国家資格事業者なのか?

このことから、計量事業者以外の雑音に、原告は左右されることはない。

(6) 放医研のウソを使う UNSCEAR 2013年報告 付属書 A

表 C5. 放医研の調査に基づく 18 の避難シナリオ 164 頁では、以下のように記載されているが、内容は虚偽記載である。

C64 において、2011 年 3 月 11 日から 15 日までと記載されているが、11 日には 20 k m圏内ではなく、3 k m圏内が正しい。又、予防措置をいう言葉はこの時には使われていない。必然的に避難しなければならなかったのは、EPZ の定めで、 $8\sim10$ k m圏内の住民は、緊急事態宣言が発出されると同時に避難を開始させることだったが、政府災害対策本部は意図的に遅らせたのである。

極めて悪質な虚偽記載は、「*その後放射性核種の放出が発生した時点では、* 大半の住民が、より大きい被害を受けた地域にはいなかった。」と、明確な虚 偽記載がされている。

E. 避難したコミュニティの住民の線量評価

C63. 本附録のセクション I で要約した通り、日本の当局は、放射線被ばくを低減するために 大規模な措置を講じた。事故後数回にわたり広範囲に及ぶ避難が実施され、食物出荷も制限 された。

C64. 福島第一原発サイトから 20 km 圏内の住民は、2011年3月11日から15日までに予防措置として避難した。双葉町、楢葉町、大熊町、富岡町、および川内村の住民の大多数と、20 km 圏内の区域に居住する南相馬市、田村市、浪江町、葛尾村の住民は2011年3月12日に避難した。したがって、その後放射性核種の放出が発生した時点では、大半の住民が、より大きい被害を受けた地域にはいなかった。これらの住民の被ばくは、以下の被ばくシナリオに基づいて推定した。しかし、20 km 圏内の病院にいた患者や老人ホームの入居者、ならびに少数の住民の避難は、2011年3月12日から数日が経過するまで完了していない[T4]。

C65. その後、日本政府は、環境測定に基づき、特に福島第一原発サイトから北西にあたる地域の計画的避難を開始した。飯館村の全村民をはじめ、浪江町、川俣町および葛尾村の一部の住民が2011年3月から6月にかけて避難した。これらの地域からの集団においては、避難前、避難中および避難後の期間について線量評価した。外部および内部被ばく経路については、ATDM の結果のみに基づいて評価した。経口摂取による被ばく経路については、食品中の放射性核種の放射能濃度測定値に基づいて評価を行った。避難先に到着した住民の一部はそこに留まったが、多数、特に若い家族は、日本の他の地域に移住した。しかし、事故直後の1年間で避難者が受けた線量を推定するにあたっては、彼らが1年間避難先に留まったと仮定した。

C66. 避難前と避難中の線量評価は、地方当局が彼らの活動、具体的には彼らの居住場所と移動について把握するために、福島県の全県民(200 万人)を対象に実施したアンケート調査結果に基づいている。県民の約 21%がアンケートに完全回答した。放射線医学総合研究所(放医研)は、この調査結果を用いて、事故後の福島第一原発周辺住民の移動に関する 18 の代表的シナリオを定義した[A5]。これら 18 のシナリオを全て表 C5 に要約する。地区ごとの避難者数に関する情報は補足資料 C-12 に記載する。

付属書 A165 頁のウソ、双葉町が 3 月 12 日 0 8:00 に川俣小学校と記されているが、虚偽であると断言しておく。この時間帯は、双葉町民が避難を始めた頃で、川俣小学校には到着していない。

多くの町民の意見を聞くと、8時~9時頃、町を離れ、国道114号線で渋滞に遭い、川俣町へ避難できたのは夕方だったと語っている。双葉町災害対策本部長が川俣町長へ避難の受け入れを電話でお願いしたのは12日の午前6時半頃なので、川俣町職員が受け入れ準備を始めたのは9時以降になるので、受け入れの準備が整わない前に、到着したというのは、悪質な偽装である。

表 C5.放医研の調査に基づく18の避難シナリオ

シナリオ	2011 年3 月 11 日時点の居住地		避難先	
1	富岡町	3月12日:川内村役場	3月16日: ピッグパレット ふくしま(郡山市)	VILLED TO THE TOTAL PROPERTY OF THE TOTAL PR
2	大熊町	3月12日: 船曳職業訓練セ ンター(田村市)		
3	双葉町	3月12日: 08:00 に川俣小 学校	3月19日:さいたまスー パーアリーナ	3月31日: 旧騎西 県立高校 (加須 市)
4	双葉町	3月12日:21:00 に川俣小 学校	3月19日:さいたまスー パーアリーナ	3月31日:旧騎西 県立高校(加須 市)
- 5	检 葉町	3月12日:いわき市役所	3月31日: 船曳職業訓 練センター(田村市)	
- 6	档 葉町	3月12日:いわき市役所	3月16日:会津美里町役 場(会津美里町)	
7	液江町	3月 12日: つしま活性化セ ンター	3月16日:安達体育館 (二本松市)	
8	田村市	3月12日: デンソー東日本	3月31日: ピッグパレット ふくしま(超山市)	

仔細に読み込んでいくと、常識的には考えられない誤魔化しの策文の連続で ある。

このようなことから、UNSCEAR 報告は虚偽記載されているので、採用はできない。この虚偽文書を推挙する個人或いは団体は、欺罔を利用して、利権をむさぼる連中と判断しても、反論はないはずである。

本件事故の中心で、推移を観察してきた原告は、UNSCEAR 報告に依拠することは、町民を裏切ることになるので、この報告書を虚偽文書として保管し、後世に残したいと考えている。

したがって、本裁判において、虚偽満載の UNSCEAR 報告を引用することは、 間違いである。

当裁判では、UNSCEAR 等の虚偽を正しいと、判示することは無いことを信

じている。

放射線被ばくの偽装の歴史は古く、キュリー夫人から始まったと記憶している。その後に、ばく露の症状に気が付いたアリス・スチュワート博士らに至るが、同時に核産業の利益に気付いた資本家、政治家が軍産業と共に利権を拡大させてきたために、危険という警鐘を地位と力で優位に立ち、危険という者を世論から追いやった経緯は明らかである。

第2. 本件事故後の実態

1. 債権者(被災者・国民)の権利侵害

腹黒い傀儡(あやつり人形。くぐつ。でくの坊)組織の誕生

菅直人総理大臣の前任者は、原災法に則り、毎年行ってきた原子力総合防災訓練では、官邸危機管理センター内において、関係閣僚及び内閣危機監理官が主催する場において、政府災害対策本部長の従来の役目を実行していた。

しかし、菅直人総理大臣は本件において、原発事故時の組織を使わなかった。 使えなかったのか、分からないが約束された対応を行わなかった。挙句に政府災 害対策本部事務局の経済産業省原子力安全・保安院らと謀り、災害対策基本法、 原災法、電気事業法、防災訓練マニュアル、「本来の」原子力災害対策マニュア ル等の目的と使命を葬り、傀儡と思しき違法な組織を立ち上げて「非公権力」を 行使した。菅直人の著書「東電福島原発事故総理大臣として考えたこと」を詳読 すると、至る所に傀儡組織の公務員職権濫用の姿と悪質さが記されている。

このため原告は、原告に定められていた「住民の生命、身体及び財産」を保護することが出来なかった。この間、原告の知らないところで、傀儡組織が作られ、原子力災害関連の法及びマニュアルをことごとく葬り去り、虚偽の政策を強制し、被災者の債権者としての権利を滅却させようとしているのである。

2. 傀儡組織とは

傀儡組織とは、内閣府ほか規制主務省庁ら、虚偽の原子力災害対策を実行した 政府機関、福島県庁等の行政組織らをいい、日本国の法を遵守することを定めら れた組織ではない者らをいう。

原告は、3月11日17時以降、傀儡ら違法集団の指揮下に入ることはなかった。

このため原告は、避難範囲を大きく取り、ヨウ素剤の事後服用を3月13日・14日に実施し、3月19日には強度に汚染された川俣町から、埼玉県まで町民を避難させ、東電の支払い条件に合わせた「不当な中間指針」を認めず、20ミリシーベルトという虚偽の数値を受け入れず、2011年12月16日の策文による事故収束宣言を認めず、原告が双葉町災害対策本部長として翌年の3月7日に事故現場に入り、事故が収束していないことを確認し、避難解除に同意せず、傀儡らの策略に従うことは一切していない。したがって、原告は双葉町災害対策本部長(現職時)の責務に反することはしていない。

この傀儡組織の行為は、法を滅却させ、不遡及の原則を捻じ曲げ、法外の組織 を作り、法外な初動対応に明け暮れ、国民の債権者という既得権益を葬り、義務 のない苦役を与えた犯罪者たち化していることをいう。

3. 傀儡らが犯罪者という理由

傀儡らが犯罪者という理由は、法にない組織の違法な行為によって策出した、 偽装、虚偽、隠ぺい、裏切り、地位の悪用、不当な強制などを言う。

違法組織とは、下記に違法組織=傀儡たちの姿を明記する。

以下の組織は災対法、原災法、原子力災害対策マニュアルのどこにも明記されていない「責任の所在がない幽霊組織」を傀儡=違法組織と呼ぶことにしている。

原子力災害被災者支援の体制強化について (原子力災害対策本部長決定)

福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故による原子力災害被災者(以下「被災者」という)の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、「平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置する。

1 主な任務

ア 被災者の避難・受入れの確保 (除染体制の確保を含む)

イ 被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給

ウ 被災者への被ばくに係る医療等の確保

エ 環境モニタリングと情報提供

などの諸課題について、被災者生活支援特別対策本部と緊密に連携しつつ、関係行政機関、地方自治体、東京電力(株)等関係団体等との調整を行い、総合的かつ迅速に取り組む。

2 構成員

チーム長 海江田経済産業大臣

チーム長代理 福山官房副長官

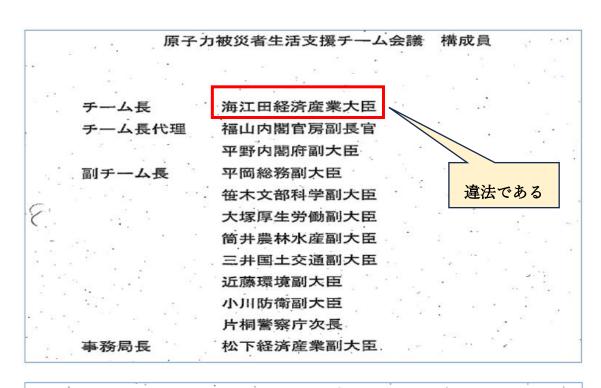
平野内閣府副大臣

副チーム長 関係省庁副大臣等

事務局長 松下経済産業副大臣

事務局 原子力災害対策本部事務局を拡充 (設置場所は当面経済産業省庁舎内)

原子力災害被災者支援の体制強化は、事故前から確立されていて、防災訓練マニュアルに基づいて避難訓練が実施されてきたので、防災訓練の実績を汚染状況に合わせて拡大するだけでよかった。本件において、これを実行しないで、官邸だけのシナリオの原子力災害被災者支援の体制強化という「内閣府原子力被災者生活支援チーム」は、名前の反対の避難の妨害を働いている妨害組織である。



原子力被災者生活支援チーム会議(第1回) 配布資料

> 平成23年3月31日 総理大臣官邸2階小ホール

資料1:原子力災害被災者支援の体制強化について

(原子力災害対策本部長決定)

資料2:原子力被災者生活支援チーム会議 構成員

資料3:原子力被災者生活支援関係省庁連絡会について

資料4:今後の課題について

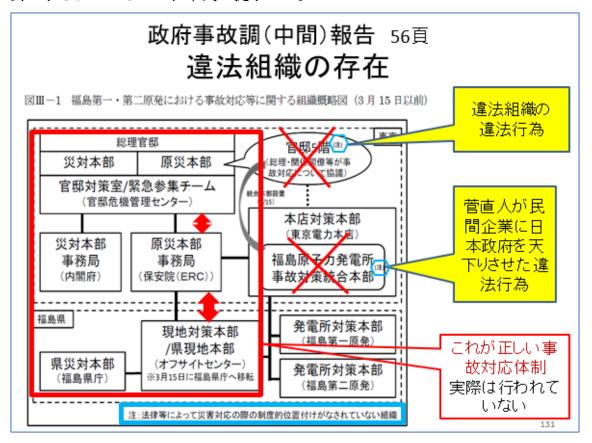
資料5:福島第一原子力発電所における原子力災害に

関する緊急要望(平成23年3月28日福島県知事)

原告には、当時の双葉町災害対策本部長として、この組織について、何も報告もされていないので、これを正当と認めたことはない。まして、原子力災害合同対策協議会において原告ら出席の下で協議、承認のプロセスを欠いて偽装され

たものなので、法的には当然認められない。

又、違法組織と断定しているのが、下記に記した政府事故調(中間)報告 56 頁に示されているので、本文に提示した。



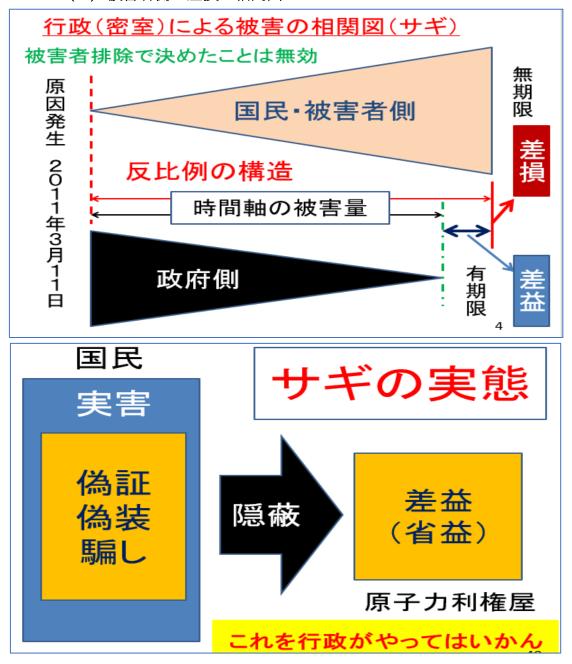
上記の図を解説すると、合同対策協議会不開催の結果、官邸の暴走が良く見える。原災法を逸脱させなければ、官邸地下の危機管理センターにおいて、事故の前年の10月に行った、浜岡原子力発電所の総合防災訓練の時のように緊急事態宣言発出を行うはずであった。原災法、原子力災害対策マニュアル等には、ここに記されている官邸5階という場所は明記されていない。

又、福島原子力発電所事故対策統合本部という事故対策本部は、原災法、原子力災害対策マニュアル及び、福島県原子力行政のあらまし並びに、双葉町原子力災害対策計画のいずれにも、その存在は記されていない不当なものであることが分かる。

上記の図は、全て菅直人政府災害対策本部長の個人的な感覚で行い、本件事故 対応では、発電所周辺6町を会議から排除するという違法な行為を行った。

4. 本件における組織的犯罪

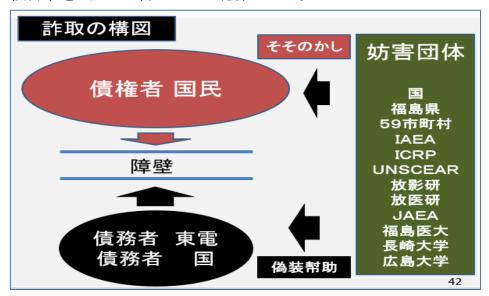
(1)被害者側の差損の相関図



本件事故における政府側の対応は、全てをウソで固めたために、事故前に原告に約束していた防災訓練のシナリオ、原災法の定め等を隠してしまった。この為に、実在する被害を見えなくし、実在する損害を欺罔によって、極めて少なくしてしまった。この行為を「**サギ・詐取**」と呼ぶことにしている。

(2) サギ・詐取の構図

被告東電が差益を得ることは犯罪である。



本件事故で原告が知ることになった多くの産学官連携は、原子力産業が育成してきた経緯を知ることが出来た。上記図の妨害団体に加えきれないほどの隠れた組織が氾濫しているので、国税が無限に使われていることが予測される。

本件事故の被害隠しに一斉に加担したのは、第一に東電労組が含まれる。原告が、事故直後に第一原発の東電労組に対し、労組出身の町議に放射能被害から社員と関連会社の現場員の命を守れと檄を飛ばしたことがある。しかし、届かなかった。理由は聞かなかったが、職場を保持するために、社員たち及び現場で働く人たちは、被ばく被害から守られることはなかった。

このような悲劇が生まれた背景は、太平洋戦争時の大本営と同じく、現場の 実情を排除して、東京にいる者たちのための事故対応をしていたためである。

これを裏付けることは、本件事故直後、菅直人は、事故現場では命を賭している現場要員に対して、決死を求めていたが、被ばく被害の拡散予測による天皇家の京都移転と、自分の三鷹の母親の安否を気にしていたことである。

(3) 事故当事者に対する差益ほう助組織

「内閣府原子力被災者生活支援チーム」の無法な行為の被害は、この組織の 誕生以来永遠に続く。原災法のどこにも存在を定められていない組織が、被災 者・国民に「**負の債務負担行為**」をさせているが、これは、反転して内閣府原 子力被災者生活支援チームによって、債権者は「正の差損」を、虚偽による差 益を得た「内閣府原子力被災者生活支援チーム」に差益(債務負担行為の隠ぺ いで得た差益をいう。)を吐き出させなければならない。

罠の主犯はこいつだ

どこの法律にも定められていない幽霊組織(妨害 組織)それは?

「**内閣府原子力被災者生活支援チーム**」という。 では何をしたのか?

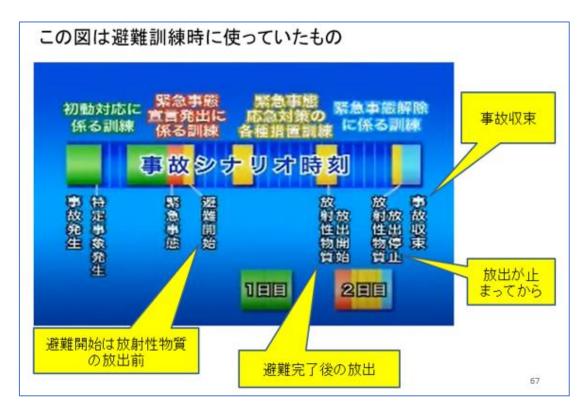
- ○法律違反:災対法、原災法、炉規法、災対マ ニュアル、防災訓練の約束等を葬った。
- ○国民を放射能漬けにした:20ミリシーベルト。
- 〇被告東電と被告国を守っている。
- 〇国民を騙し、事故による苦役を与えている。

20ミリシーベルト論の発祥者である「内閣府原子力被災者生活支援チーム」は、国民に苦役を与える立場にはない(憲法第十八条)。

原災法第 15 条通報緊急が発電所から発報されたら、直ちに、原子力防災専門官は、オフサイトセンターに参集要員を招集し、合同対策協議会を開かなければならない。しかる後に総理大臣は官邸危機管理センターにおいて、原災法に基づく「原子力緊急事態宣言」を発しなければならない。総理大臣に、これを止める権限を原災法には定められていない。

更に、事故対応の最前線のオフサイトセンターが中心であることを超えて、 内閣府原子力被災者生活支援チームが、事故対応を采配することも法律には定 められていない。 この為、原告は、「内閣府原子力被災者生活支援チーム」を、偽装を目的と する幽霊組織と位置付けている。

(4) 正当な事故時の行程表



これは、平成20年度福島第一原発の総合防災訓練時に記録されているもの。ここに示した理由は、黄色の枠に囲った4つの解説を示す為である。

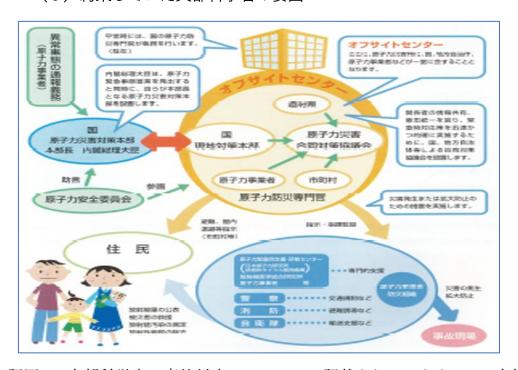
先ず、①避難開始については、放射性物質の放出前としている点だ、避難の目的は発電所周辺監視区域外に放出される恐れがあるときに、放射性物質の被ばくを避けるために行うのが原則だからである。本件事故では、避難中に多くの住民たちに被ばく被害が発生した。

②放射性物質の放出は、発電所周辺区域外の住民の避難が十分に行われたことを確認することが、放射性物質の放出前の最低の原則であることは、多くの国民には理解されることである。本件事故では不利益情報の不告知により、避難開始が遅れ、強烈な被ばくをさせられてしまった。

③事故現場から放射性物質の放出が止まり、二度と放出されないことを事故の原因者の事業者による安全停止の報告がなさなければならない。これを周辺6 町は安全確保協定に基づき、福島県原子力安全確保技術連絡会が現場を検分し、 事実を確認し、止まっていることを被災者・避難者に公表することが必須条件である。本件事故では行っていない。

④本件事故の場合、2023年現在、放射性物質の放出が事故現場から続いているので、野田総理の事故収束宣言は、事実に反するウソであり、国民に対する背任である。野田総理はこのウソによる将来に続く被害・損害を無限に賠償する責任を負わなければならない。

(5) 約束していた文部科学省の姿図

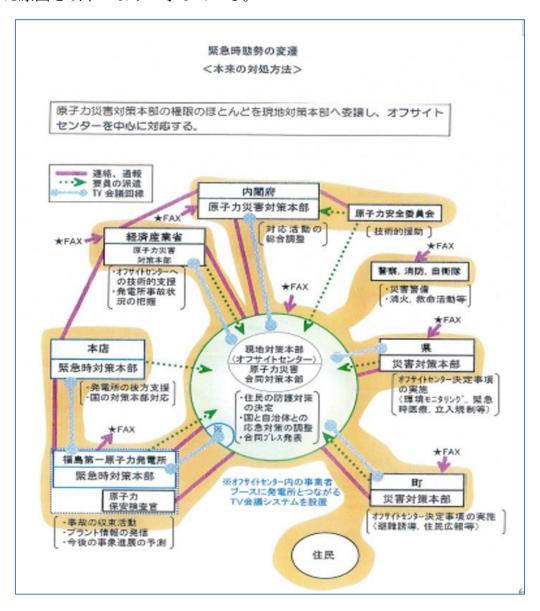


上記図は、文部科学省の事故対応マニュアルに記載されていたもので、本件事故前から存在していた「事故時の体制図」である。本件事故のように実際に事故が起きたら、被告国はこの姿を壊し、被告らの都合に合わせた傀儡組織を誕生させて、現在に至っている。

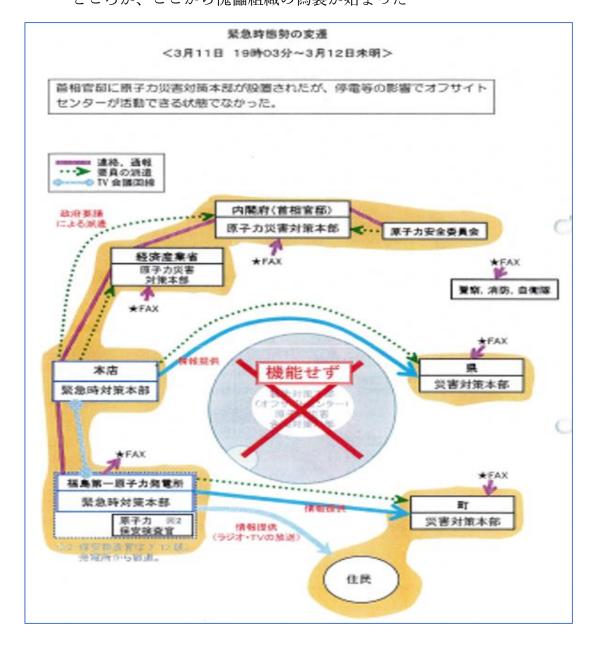
これに蓋をして被告東電は、基本中の基本を欠いた第 12 準備書面で、原告及び双葉町民の被ばく事件を無かったかのような、的を外した反論をしているが、 反論には策文ではなく、実在する証拠を提示しなければならない。

被告東電の証拠

これは、何度も示しているが、被告東電が、被告国の本来の役目を果たさず、 原告らが過去の防災訓練で経験していた避難に必須の情報を閉ざされて、避け られるべき 1 号機のベントそして 1 号機の爆発下で、望まない被ばくをさせら れた原因を以下のように示している。

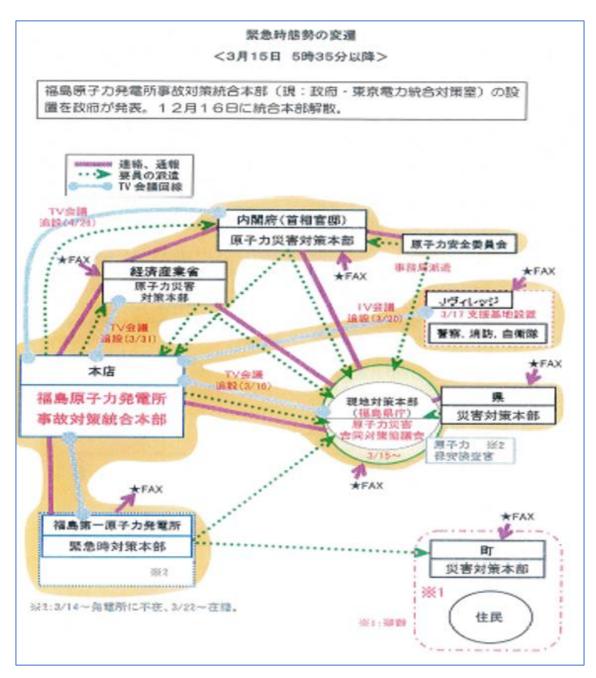


この図は、先の文部科学省の図と同様に書かれている。 ところが、ここから傀儡組織の偽装が始まった



オフサイトセンターの組織を壊し、発電所周辺自治体を排除すれば、事実を 隠し、被ばく被害を矮小化することはとても簡単だ。

そして、双葉町及び町民の、全ての債権を無断で略奪した事実を示している。 この解釈に、被告東電は異論がないはずである。



この状態は、災害対策基本法及び原災法上の国及び地方公共団体の責務を 免じ、被害・損害の実態を意図的に誤魔化したのである。<u>被ばくという傷害事</u> 件と被害隠しの債権ドロボウという2つの罪が発生したことを示す図である。 被告東電は、2011年3月11日から原告ら発電所周辺自治体が、原災法違 反組織の政府災害対策本部によって避難に必要な情報を閉ざされ、決して望 まない被ばくをさせられたことを、上記資料で証明している。

恥を知れ、見苦しいウソをつくな。被告らたちのウソはあまりにも害毒ではあ りませんか。先ず、3月11日、夕刻、東京電力株式会社福島第一原子力発電所 から原災法第 10 条通報及び第 15 条通報のファックス通報は来ていたが、同時 に電話で内容の確認並びに状況の説明をすることになっていたが、電話はなか った。その後、双葉町災害対策本部に**世界初のベント**を行うとの詳しい通報と説 明がなく、了解もしていない中で、ベントを実施させた。それを知らない双葉町 民は、3月12日ベントによる本件最大の犯罪的被ばくをさせられたのである。

これは、安全確保協定の信義則に劣ることではあり、裏切りである。

不意打ちは卑怯者がすること、これを東京電力株式会社は謝罪せず、それを反 省せずに、第12準備書面で反論しているのは社会正義に反している。

(6)被ばくに至った菅政権の執ったロスタイム一覧

時系列一覧 2011年3月11日から3月12日

地震発生 14時46分 津波発生 15時36分~

原災法第10条事象通報 双葉町着信 15時42分以降

オフサイトセンター機能せず

緊急時召集一斉通報

原災法第15条事象通報 双葉町着信 16時36分以降

原災法第23条に基づく合同対策協議会開催されず

緊急事態宣言案作成 15時00分頃 緊急事態宣言案官邸届け

17時00分頃 緊急事態宣言発出 菅総理大臣 19時05分

官邸に政府原子力災害対策本部設置 未確認 OFCに政府原子力災害現地対策本部設置 確認できず 未確認

緊急事態宣言 双葉町到着

福島県知事 2km以内の避難指示発出 20時50分

3km以内の避難指示発出 菅総理大臣 21時23分

10km以内の避難指示発出 菅総理大臣 12日 5時44分 6時24分送信記録

EPZの定めでは、緊急事態宣言後に発出される避難範囲は、8~10kmになっていたが、 本件においては、17時から翌日の6時24分までの、約**11時間20分間**のロスタイムがあ り、官邸の情報隠しが無ければ、双葉町民の被曝は避けることが出来た。

双葉町応答なし

双葉町非通知

双葉町非通知

このロスタイムが無ければ、原告及び双葉町民は被ばくを免れた。しかも、 当裁判をする必要もなかったのである。当裁判を惹起させた原因はここに在る。

5. 傀儡組織による原告らの不当排除

一番初めに断らなければならないことは、下記の図である。

事故発生直後から、発電所所在町らは不当に「土俵か」ら排除されてい

行司・国

不在

たので、何も決めていない。

定足数に満たないことは

事故対応の組織が

完成していないことを 示している。

双葉町は何も事故対応

について、承認していない。 被告らは、こんなことをして 置かれている でれたままの状態に 所に土俵の外に排除 がりますの状態に

恥ずかしくないのか?

一恥を知れ、恥を一こんな言葉さえ葬ったから、ウソをついているのだろう。 このことで、被告らは自ら進んで被告席に座ることを選んだ。

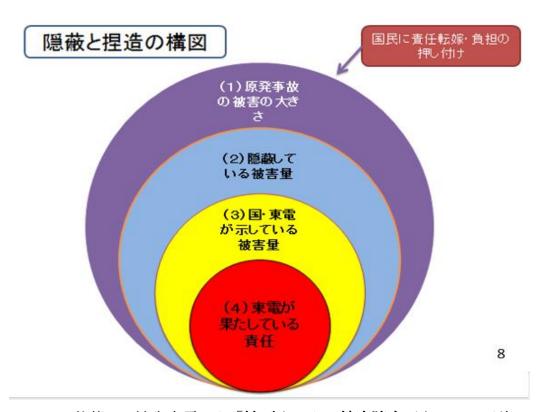
その理由は、事故前の約束と事故時の対応のインチキを、赤裸々に語られることを恐れ、土俵から排除したのは、原告を黙らせることにあったと考えられる。

このため、事故前の約束の原子力防災訓練の経緯と訓練内容を隠し、<u>菅直人に</u>事故時の備えが無かったとウソをつかせ、加害者責任と損害賠償の矮小化を企んだお芝居をするのには、口うるさい原告、当時の双葉町災害対策本部長が邪魔だったのではないかと推測している。

この、お芝居の主人公の菅直人は、平成 22 年度浜岡原子力発電所原子力総合防災訓練では、従前の総理大臣が発出していた発言と同じ官邸危機管理センター内で、定説の「緊急事態宣言」をしていたので、何も備えがなかったという菅総理の偽証及び、原告ら発電所周辺 6 町の排除に正当な理由は存在しない。

※ 黒い霧・・・煙幕を張り国民を暗闇に追いこんだ

下記図は、事故以前に決められていた緊急事態の組織、応急対応が、傀儡政府の優越的な誤導・偽装により、事故の規模に比例する被害を、意図的に矮小化されて、策文された事故の規模を国民に知らされている姿を、示したものである。



こんな状態で、被告東電から「<u>被ばくによる健康障害がない</u>」と反論されるい われは、原告には存在しない。

先ず、被告東電は、反論する前に、この構図を正常化するのが先だろう。 要するに、事故対応に必要だった発電所立地町を欠席させて、定足数を欠いたままに、全てにおいて被告ら加害者たちの思うままに、大幅なロスタイムの緊急事態宣言から始まり、緊急時環境放射線モニタリングデータを双葉町災害対策本部長へ非公開・不達、スピイディ情報の隠ぺい、遅い避難指示、狭い避難範囲、行っていない緊急被ばく医療対策、ヨウ素剤の予防服用不指示、責任逃れのためのインチキなスクリーニング検査基準をはじめ、発電所周辺監視区域外の線量基準の1ミリシーベルトを被告らだけで、違法な20倍に基準を引き上げ、避難の必要性を矮小化し、つまりは、発電所周辺自治体に定められていた「住民の生命、身体及び財産」を、保護する業務遂行を被告らは妨害したのである。 《下記、新聞記事は、責任を認める菅直人の証言である》



上記新聞記事の内容は大変重要だ。当時の政府災害対策本部長の反省の弁が 載っており、本件事故のすさまじさが語られている。

被告らは、これ以上偽証を重ねることは、自分たちの罪を深めるのみである ことを悟ることしか道はない。

被告らの頂点にいた当時の菅直人政府災害対策本部長は、一旦原発事故が起きれば、国民に取り返しがつかない不幸・災いをもたらし、それを回復するのには、国の予算の数倍の被害を及ぼすことを認識した反省を語っている。

しかも、事故時の国の最高責任を担っていた政府災害対策本部長が、「政府・行政」に責任があると太文字で語っている。菅直人政府災害対策本部長は、この記事で、自らの責任を認めているので、被告らの反論は、原告並びに善良な国民に、通用するものではないことを知るべきである。

《下記は、参院予算委員会で謝罪する菅直人政府災害対策本部長》

日本国総理大臣として、国会で自責を認めた



参議院予算委員会において、菅直人内閣総理大臣は本事故の責任を国民に向かって述べている。被ばく被害を拡大させた責任は全て政府災害対策本部長が、原災法を逸脱させて、情報を独占し、原子力災害対策マニュアルを反故にして、違法組織を作り被ばく被害の矮小化に働き、本来は事故現場中心の事故対応を、発電所周辺6町を排除して、現場が求める危機管理を素人政治家の集まりの官邸中心にして、緊急時の対応を遅らせ、避難を妨害し過重な被ばくを強制し、狭い範囲を避難区域とし損害賠償請求を妨害したのである。

ここで、菅直人内閣総理大臣は謝罪を延べているので、本件事故の対応は振り出しに戻らなければならないことになる。したがって、福島第一原発事故の責任を追及している裁判は全て、異常な事故対応の反省と正式な損害賠償請求事件に戻さなければならない。

第3. 被ばく被害者、そして原告ら債権者の主張

1. 勝俣社長との意見交換記録

以下は、双葉地方電源地域政策協議会と東京電力㈱取締役社長との意見交換会を平成20年1月16日(水)双葉地方会館において行った記録である。

双葉地方電源地域政策協議会と東京電力㈱取締役社長との意見交換会

開催日時 平成 20 年 1 月 16 日(水) PM $2:00 \sim PM \ 2:30$ 開 催 場 所 富岡町「双葉地方会館:2 階大会議室」

1. 会長あいさつ

富岡町長

「不正隠し、地震、定検、第一、第 2 原子力発電所共に安全 運転していることに安心しています。色々な取組みに頑張 ってもらいたい。地震の再評価をしっかりとし、維持基準 を了解。県にも働きかけている。プルサーマルも進んでい ない。地域振興を希望したい。」

2. 東京電力㈱取締役社長あいさつ

「11 日双葉町長、議会議長に訪問していただきましたが、留 守していたことお詫びします。

中越地震後の対応で協力いただいている事、御礼申しあげます。当地方原子力、火力、水力の発電量 (40%) をしている。地震対策は国の指導で進めたい。再開については判らないが頑張っています。柏崎刈羽発電所の火災で初期消火できずに迷惑をかけ、申し訳ありません。

安心・安全の発電所を作りたいと思って対策を進めており ますので御理解願います。

マリーゼも2部優勝させてもらいました。地元の声援ありがとうございました。今後共よろしくお願い申しあげます。」

3. 意見交換会

楢葉町長 「発電所との共生は避けられない。増設については、供給の

問題もあるが、その時期になるとトラブルが出て進まない。

安心・安全の態勢と利用の状況について聞きたい。」

勝俣社長 「安心・安全は大事な事で社員―同マイプラントの気持ちで

改革していて、需要の対応-必要は原油の高騰で大変、化

石燃料の確保、コスト、CO2 問題がある。

1億トン増える、京都議定書を守れない。条件が整えば出

来る限り早く造って行きたい。」

富岡町議長 「11 日に議長会で訪問した。武黒、鼓副社長から感謝された。

安全運転は有難い。プルサーマル、増設の問題があるか、

核燃料サイクルを進めるにあたって機能が劣っては困る。

場合によっては処分仮置きとなる。

富岡町は平成14年のトラブルで議会でプルサーマルを凍結

した。今春議会解散のため、自分が議長のうちには無理な

ので、いつ解除できるかわからない。

柏崎刈羽発電所はいつ開始できるのか。

勝俣社長 「安全・安心を整えたい。 プルサーマルについては 2010 年 16

~18 基で行う計画はしているが、業界としては困難してい

る。先ず安全・安心を確認してからと考えている。」

川内村長 「知らないことに不安を増幅させる。数値を見て判断するの

でわかりやすい数値で知らせて欲しい。」

勝俣社長 「わかりにくい所で理解に努めたい。」

上記の会議は、時折、安全確保の問題が持ち上がったときに、不定期で双葉 地方電源地域政策協議会を開催して、被告東電の経営者らと意見の交換をし ていた一部の記録である。

この他にも、福島県原子力発電所所在町会議などもあり、発電所の安全に関わる重要事故について審議してきていた。平成22年のプルサーマル計画導入の最終承認もこの会議で行っていた。

後で分かったのだが、プルサーマル計画導入会議の福島県原子力安全確保技術連絡会に用いる文書が、津波問題を記載しないということを、資源エネルギー庁と福島県が合意していたことが隠されていた。したがって、偽装されたこの合意は成立していないことになる。

東京電力株式会社取締役社長との意見交換会出席者名簿

日時:平成20年1月16日 午後2時~ 場所:富岡町「双葉地方会館 2階大会議室」

○双葉地方電源地域政策協議会

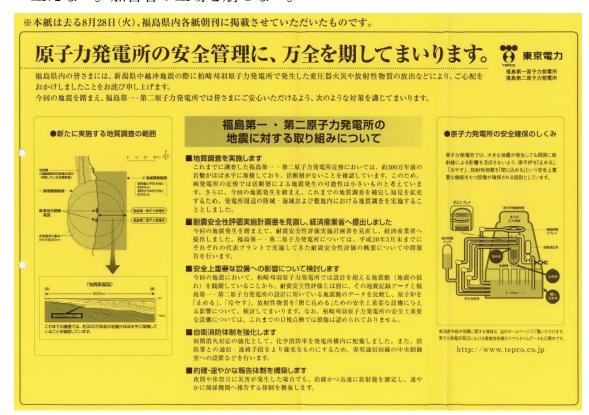
〇从朱地乃电源地域以来励强云								
役 職 名	氏 名	備考						
会 長	遠藤勝也	富岡町長						
副会長	遠藤雄幸	川内村長 (双葉地方町村会長)						
"	猪狩利衛	富岡町議会議長(双葉地方町村議会議長会長)						
理事	山田基星	広野町長						
"	草 野 孝	楢葉町長						
"	渡 辺 利 綱	大熊町長						
"	井戸川 克 隆	双葉町長						
11	馬 場 有	浪江町長						
n.	松本允秀	葛尾村長						
n	坂 本 紀 一	広野町議会議長						
))	松本幸英	楢葉町議会議長						
"	遠藤幸男	川内村議会議長						
"	石 田 忠 文	大熊町議会議長						
	清 川 泰 弘	双葉町議会議長						
II .	山 本 幸 男	浪江町議会議長						
"	松本信弘	葛尾村議会議長						

役 職 名	E	£	4	Š	備	考
取締役社長	勝	俣	恒	久		
副社長 原子力立地・本部 副本部長	鼓		紀	男		
福島第一原子力発電所 所長	大	出		厚		
福島第二原子力発電所 所長	石	崎	芳	行		
立地地域部長	半	田	光			
立地地域部 部長	新	妻	常	正		
福島事務所 所長	松	井	敏	彦		
広野火力発電所 所長	小	林		隆		
浜通り電力所 所長	大河	可原	健	治		

2.8月28日の広告に被告東電はウソがつけない

被告東電は、下記の広告で、福島県民に安全を誓っていた。

安全管理は万全だと言っていたので、本件事故を「想定外」という言い訳が 立たない。加害者の立場を崩せない。



3. 武藤 栄常務 双葉町への提供資料

新潟県中越沖地震による 柏崎刈羽原子力発電所への影響について

平成19年8月28日

東京電力株式会社

武藤氏兹明



6号機における水漏れ (1/3)

■6号機における水漏れに伴う放射性物質の海水への放出について

◎時系列

7月16日 12:50 原子炉建屋非管理区域に漏えい水を確認

18:20 漏えい水に微量の放射能を確認

20:10 漏えい水が放水口経由で海へ放出された

ことを確認

21:45 プレス発表

放出された水の量:約1.2㎡

放出の可能性のあるルートの 確認やポンプの運転履歴調査、 排水タンクの採取・分析を実

非管理区域の水たまりであり、

その量も通報すべき量未満であったため、当初は通報連絡

の対象外と認識。その後試料採取により放射能有無を測定

施し、放出を確認

虚偽機

放射能量:約9×104ベクレル

90000 KINL

核按外行か

これによって受ける放射線量: 0, 000000002ミリシーベルト

0,0003/mD.

一般の人の線量限度:1.0ミリシーベルト

自然界からの年間放射線量: 2. 4ミリシーベルト

●発生原因

原因は原子炉建屋内であふれ出した使用済燃料プールの水が電線管などを伝って非管 理区域に滴下したためと推定(現在滴下なし)



11

書き込みの文字は、原告が報告を聞きながら、書き入れたもの。

「一般の人の線量限度: 1.0 ミリシーベルト」と明記されているので、被告 東電準備書面第 12 に記載されている「20 ミリシーベルト」という数字は、改 竄或いは明確な虚偽記載であるので、東電準備書面第 12 を修正或いは、取り下 げるべきである。

4. 被告東電 元第一原発所長の嗚咽

2011年3月18日、小森明生常務が泣き崩れたことについて

2014年06月11日 01時44分37秒 | フクイチ原発事故

水口 健司 (脱原発に1票) @KenjiMizuchiさんのツイートです。

海外では流れた映像。あの時、日本では何人の人がこの事実を認識したのか?#脱原発 RT @tart_k 「致死量の放射能を放出しました。」2011年3月18日の会見で東電の小森常務は、こう発言したあと泣き崩れた。#NHKが報道しない事 pic.twitter.com/1jOde1jRPr
 〔22:47 - 2014年6月10日 〕 ——



見逃してはいけない元第一原発所長小森の証言

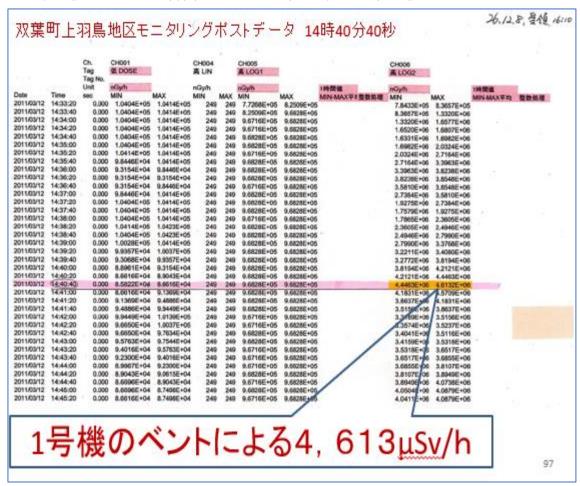
「致死量の放射能を放出しました」証言について

最高責任者の勝俣と武藤は泣かなかったが、<u>正直者の小森は泣いた</u>。小森の後 るの林も、もらい泣きしている。この二人は双葉町役場に時折出入りしていた。

この姿を見ていながら被告東電は、原告に反論しているが、先ず、謝罪が先だろう。「**致死量の放射能を出しました**」と、小森常務が泣きながら語っているではないか。原告に与えた苦しみに反論するということは、被告東電は、加害行為の意識すらないということなのか、回答を待ちたい。

5. 被告東電による双葉町放射能汚染

下記表は、2011年3月12日14時以降の上羽鳥地区のモニタリングポストの観測値を示す。一番高かった14時40分40秒の値を示す。



福島県原子力原子力センターから報告される事故前の環境放射線は、0.04 μ S v /h \sim 0.06 μ S v /h だった。4 , 613 μ SV/h だと、平均値を0.05 とした場合の倍数は、92 , 260 倍の高さになる。

これを、許容誤差という観点から考えると、 0.05μ SV/h のプラス、マイナスで言えば、せいぜい10%とした場合、 0.055μ SV/h から 0.045μ SV/h の範囲を許容されると判断されなければならない。

4, 613 μ SV/h という数値は、到底許容される範囲に無いことが分かる。 これを条理で言えば、傷害事件に当たる行為を被告東電にされたのである。

参考文献

《下記の表は今中レポートより転載》

表4. 双葉町で1号機水素爆発からの放射性プルームに遭遇した方の甲状腺被曝量

_		子供 10 歳					大人男性				
	呼吸率 m³/h			1.1					1.5		
	核種	I131	Te132	I132	I133	合計	I131	Te132	I132	I133	合計
	吸入量 (10 分) Bq	40.3万	40.3万	40.3 万	40.3万		55.0 万	55.0 万	55.0万	55.0 万	
	換算係数 mSv/kBq	0.66	0.011	0.00615	0.132		0.27	0.0043	0.0025	0.052	
	甲状腺 等価線量 mSv	266	4.4	2.5	53.2	326		2.4	1.4	29	181

<上記表の単位は、10分 Bq、mSv であることに注意が必要>

驚愕の被ばくをさせられていたことを、現場を語らずに国際機関とか専門家という連中が原告らの被ばく被害を空想しているが、虚偽を語り、正当な被害の申告を妨害している犯罪者と位置づけをしている。

6. 偽現地災害対策本部の実測値

《表A》

平成23年3月25日

放射線班 全体会議資料

驚愕の汚染状況

○ トピックス

- 1. 環境試料中の放射性物質濃度について
- ・ 県内の<u>「上水」(水道水)</u>について、<u>11箇所</u>の放射性物質を分析したところ、<u>2箇</u> <u>所</u>において指標値を超える値(飯舘村;ヨウ素 344Bq/kg:指標値300Bq/kg)を検出。また、<u>4箇所</u>において乳児用の指標値を超える値(飯舘村3箇所、いわき市;指標値100Bq/kg)を検出。
- ・ 県内の<u>「土壌」</u>について、<u>20箇所</u>の放射性物質を分析したところ、<u>全箇所</u>において、 セシウム (飯舘村; <u>最高値:115,700Bq/kg:通常は未検出</u>)及び<u>ヨウ素</u> (飯舘村; 最高値:256,000Bq/kg:通常は未検出)を検出。
- ・ 県内の「雑草」について、11箇所の放射性物質を分析したところ、全箇所において、 セシウム (飯舘村; 最高値:3,170,000Bq/kg:通常は未検出)及び<u>ヨウ素</u>(最高値:1,100,000Bq/kg:通常は未検出)を検出。一

前記の表は、放射線班が各地を計測したもの。ここに記した理由は、赤のアンダーラインの個所に、最高値が記されていて、:「通常は未検出」と記載されているところの「差」を確認して頂きたい。この「差」が被ばく量なので、被ばく被害量と解釈することができる。この実測値の「差」の明記がない UNSCEAR 報告がウソの塊であることが、これで証明できる。

*	青 米	福島市	9. 11	1		-	- ,		arina	Bq/kg精米
野	大 根	福島市	9. 11	1		_	-	_	-	D (1 1)
菜	ほうれん草	福島市	9. 11	1		_		nou	-	Bq/kg生
4	キ 乳 (市販乳)	福島市	9. 8 10. 2	2	_	_	_	0. 02	_	Bq/ Q
卷	炎水産生物**	福島市	9. 9	1		0.08	0.07	0. 29		Bq/kg生
	日 常 食	福島市	9. 6 9.11	2	0.04	0,09	-	0.04		Bq/人・日
,		大熊町	9. 6 9.11	2	8790-	0.04	0.02	0.09		
ř	· 水	相馬市	9. 7	1		-	/II/w	-		mBq∕ℓ
	庫 底 土	相馬市	9. 7	1		_	0. 42	1. 35	_	Bq/kg乾土
1	毎 産 生 物 (アイナメ)	相馬市	9. 9	1		0.17	0. 15	0. 19	-	Bq/kg生

上記の表は、平成 9 年度福島県環境放射線測定結果から抽出した、福島市の日常食が 0.04 とか 0.09Bq/人・日と記録されている。

Bq/人・日という単位は、一人 1 食 333 g と考え、1 日 3 食×333g は 1kg 相 当と見積もると、1kg は 0.04 から 0.09Bq と仮定することができる。

これは動かしがたい事実なので、飯舘村で計測されたセシウム 3,170,000Bq/kg マイナス 0.09Bq/kg を差し引くと 3,169,999. 91Bq/kg も、飯 舘村民は被ばくさせられたことになる。

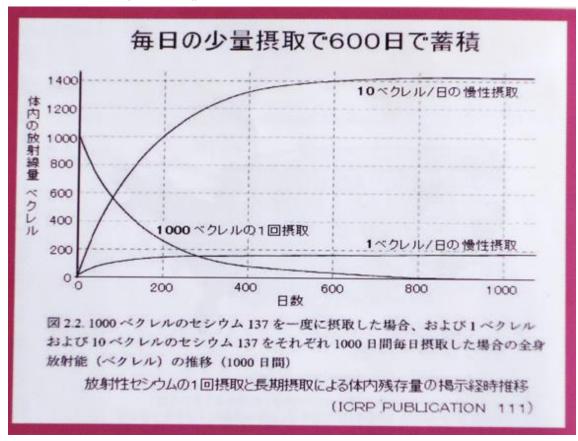
また、倍数で言えば、3,170,000Bq/kg を 0.09Bq/kg で割ると 3 千 5 百 2 2 万 2 千 2 百 2 2 倍という天文学的大きさの殺人的被ばくをさせられていることになる。

これは、本件事故を政府災害対策本部が原災法を逸脱させた結果であり、国家 賠償事案である。

又、被告東電がこの事実を隠蔽すれば、共同正犯になることは必定である。

7. ICRP の説示

下記グラフは、原告が大嫌いな ICRP が示したものである。



このグラフを参考にして、前頁の 317 万 Bq/kg を参考に試算すると、 10Bq/kg→600 日で 1,400 となっているので、3,170,000÷10=317,000 とする 317,000Bq/kg は 600 日で計算すると、

 $(1,400 \div 10) \times 317,000 \text{Bq/kg} = 44,380,000 \text{Bq/kg}$ になることが解かる。しかし、この計算は正解ではなく、原値の 317 万 Bq/kg は外部被ばくなので、呼吸と飲食で体内に取り込むのは、10 パーセントと考えて、再試算すると、4,438,000 Bq/kg になるが、これをさらに 1 パーセントとしても、443,800 Bq/kg の驚愕的な数値になる。

しかも、下記の表にもあるように、事故前の平成 9 年度福島県環境放射線測定結果から比べると、前頁の《表 A》に記されている観測値は超々の驚愕の高さであることが解かるのに、UNSCEAR 報告は、本件事故をウソで被ばくの影響がないと言ったことが証明される。

8 被告東電厳重注意される

平成 2 3 年 5 月 2 5 日 原 子 力 安 全 · 保 安 院

福島第一原子力発電所の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策並びに放射線管理の検証結果に対する保安院の評価について

原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)は、平成23年5月2日及び5月11日に東京電力から「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について」の報告を受け、 当該報告の評価を行いました。

この結果、放射線業務従事者の放射線管理について、①福島第一原子力発電所の 免震重要棟は、空気中の放射性物質の濃度が防護マスクを着用しなければならない 水準であったが、着用されなかったこと、②女性職員5名が、放射線業務従事者の 指定を受けないまま、放射線管理が必要な区域に勤務していたこと、その内2名は、 公衆の線量限度を超過していたこと、等の3件の法令違反があったことは遺憾であ り、東京電力に対し厳重注意しました。

また、東京電力に対して、従業員の労働安全、健康管理及び生活改善について、 放射線業務従事者の放射線管理が適切になされる観点から、更なる改善に努めると ともに、①作業現場の適切な放射線管理を行うため、放射線管理を行う要員の人員 確保、体制強化を行うこと、②1人1台を携行できる線量計を確保すること、③通 常の被ばく評価(3ヶ月に1回)ができるよう速やかにホールボディカウンターの 整備を行うこと。④早急に協力会社の従業員を含め、放射線業務従事者の登録を確 実に行うこと、など計7項目の改善指示を行いました。

今後、東京電力が行う再発防止対策及び保安院から改善を指示した事項への対応が、適切に行われているかを保安検査等で確認していきます。

3. 保安院の対応

(1) 東京電力への厳重注意事項(別添2参照)

東京電力に対して、放射線業務従事者の放射線管理を適切に行う上で、 再発防止対策はとられているものの、容認できない以下の法令違反があっ たことは遺憾であり、厳重に注意する。

- ①福島第一原子力発電所の免震重要棟において、線量告示に規定する放射線業務従事者の呼吸する空気中の放射性物質の濃度限度を超えていたにもかかわらず、適切な防護装備を実施させなかったこと。
- ②福島第二原子力発電所の建屋外において、同年3月14日から4月2 1日まで線量告示に定める管理区域の設定基準値(1.3mSv/3 ヶ月)を超えていたにもかかわらず、線量について管理していなかったこと。
- ③福島第一原子力発電所において、女子従業員2名が線量告示に規定する線量限度(5mS v / 3ヶ月)を超えていたことに加え、放射線業務従事者ではない女子従業員5名が、管理区域に設定しなければならない場所において、作業を行っていたことは、炉規則に抵触しており、また、これらの者のうち2名が公衆の線量限度(1mS v / 年)を超過したこと。

ここで、被告国は、公衆の線量限度が(1 mSv/年)を知っていた。しかも、 被告東電を厳重注意している。

被告東電は、この事実を原告に対して知らなかったと、口が裂けてもいえない。 したがって、被告東電第 12 準備書面は、ウソを語っていることがここでも証明 された。

第4. 原告の肉体の変化

《鼻出血》 不定期に出る鼻血



《脱毛状況》



両腕並びに足の毛根が消滅した状況

《足の脱毛状況》



《脱毛:僅かに残っている被ばく前の痕跡》



《皮下出血痕状況》



≪同上≫



≪前頁 同≫



第5. 双葉町民の被ばく症状 (女性 平成29年11月死亡) 《血小板減少による内出血症状》





この女性は事故前、きれいな肌をしていて、チャーミングな方だった。 しかし、本件事故には老婆ようにサメ肌になり、内出血がひどくなり事故 前の美形は完全に失ってしまった。



この人は、双葉町に、平成23年3月19日まで、避難指示が伝わらず生活していた。11日夜からから、水道は断水していたがプロパンガスと米等があったので、川の水を汲んで、煮炊きをして生活をしていた。捜索隊によって発見され、19日に川俣町へ避難した。

本件事故の一番ひどいときに、双葉町で高度の被ばくをしてしまった。 本人は、知識不足で、被ばくの影響の恐ろしさが分からずにいた。 川俣町から転々として、会津若松市内の仮設住宅に落ち着いていたが、体調に変化が表れ始め、医療機関で診療していた。しかし、どの医師も被ばくとは言わず、誤魔化されていたようなので、原告にその話が伝わってきたので、仮設住宅へ取材に訪れた時の映像である。

彼女曰く、「ちょっとぶつかると内部出血をする。何度も輸血をしている。 疲れるために、食事を作るのも大変。部屋でぶらぶらしている。」どこの 医者も本当のことは言わないと語っていた。

双葉町の防災行政無線の届きにくい所に住んでいたので、避難指示が伝 わらなかったことを、原告は謝罪したが、時は遅かった。

このような状況を作ったのは、緊急時の体制を発足させなかった原子力 安全・保安院の保安検査官たちの任務懈怠によって、発症させられたと思う と、強い怒りがこみ上げる。

原告は、この女性は無知ではあったが、助けられなかった贖罪を一生背負 うことになった。この思いは、被告らとは雲泥の差のひらきがある。

第6. 規制主務省庁の反省

平岡英治保安院次長(事故当時)の反省の弁



規制に失敗したと証言している。

伊藤危機管理監は総理官邸で 危機管理センターを組織する立場



伊藤危機管理官は平成22年度浜岡原子力発電所の原子力総合防災訓練時には、官邸危機管理センター内で菅直人総理が原災法に沿った対応を行っていた席にいたが、本件では、危機管理センターを設けることはしなかった責任は重いものがある。

第2章 反 論

被告東電の公約を示すと、<u>何があっても原発を「止める」、次に核燃料を「冷</u> **やす**」、次に放射性物質の放出を「**閉じ込める**」ということだった。この3つの 約束を知らない町民は居ない。

しかし、本件事故では全部適わなかった。ウソをついて糞尿を近隣・隣家にば らまけば、一般常識では、当然、隣家の人は怒ります。ウソは悪意で犯罪の根源 なので、とうぜん迷惑防止条例違反となり刑法上犯罪者・加害者として裁かれる ことになる。被告東電の放射能のバラマキは、事故前に誰とも約束していないの で、加害行為になるので迷惑防止条例違反になることは、確実と考えるのは条理 である。

放射能は毒、特にアルファ線種、ベータ線種が体内に入ると計測不可能で死に至る。被告東電は毒をばらまいて、上からの目線で平然として開き直り、原告に 反論することは、現場で事実を前にして語らないからできている。

原告が双葉町長の時から現在まで、被ばくをさせたことに対する謝罪を被告 らから受けていない。原告の被ばくは、呼吸被ばく、接触被ばく、照射被ばくが 主です。但し、川俣町に避難中に、町の水道水を飲み、食べていたので体内被曝 をしているので、被ばく加害を決して許すことは無い。

第1. 被告東電の証拠について

1. 「乙二97 長崎大学原爆後障害医療研究所」の誤りについて

この証拠に偽りはありませんという認証の無い策文に対して、どこから手を 付ければよいのか分からないくらい、問題の多さに苦しむ。

6/19頁に鼻血に関する回答文が記されているが、過去の一般論を述べているだけで、「原子爆弾災害調査報告集 1953 年 日本学術振興会刊」にも記載されている事実を隠し、広島・長崎原爆被害者の声を遮り、直下の被ばく死者を考慮せず、ステークホルダー・ミーティングを行わず、加害者のマンハッタン計画を指揮した米国の責任逃れの記録に正確性はない。又、原告の問診、聴診を被告東電は行っておらず、原告が直曝された現場に被告ら及び高村昇がいたわけでもなく、実証の無い、いい加減なことを述べているので、何ら反論になっていない。

同じ頁の下段には、UNSCEAR 報告について記載されているが、先ず疑問があるのは、双葉町災害対策本部は UNSCEAR に健康調査の打診を受けたこともなく、町からも調査の依頼はしていない。双葉町災害対策本部が行政として調査

を依頼したのは、津田敏秀教授らの疫学調査のみなので、原告及び双葉町民の健 康障害について、法人格のない UNSCEAR らが関与できないのである。

福島県が行っている県民健康調査は、原災法に準じたものではなく、まして、「福島県緊急被ばく医療活動マニュアル」をないがしろにし、違法な傀儡組織の影響下にあるもので、法的根拠がないものと判断している。

この為、2013年UNSCEAR報告の内容は、殆ど「推計」となっていることを、統計学的表現にしているが実論を基にした「推計」ではなく、想像の中の「推計」が多いと判断しているので、債権請求事件の反論にすることはできない。そもそも、UNSCEARとは国連という名の原子力推進機関の一部で、日本の法律に定められている行政機関ではないので、全く論外である。

日本には、多くの専門機関がある、放射線医学総合研究所、広島大学、長崎大学、放影研等それぞれが、現場調査を被害者・債権者立会いの下で、現場の実数値の検証を行えば済むことなので、本件において、被ばくを経験したことがない遠くの外国機関にすがる必要はないのである。

又、広島・長崎原爆投下直後と違い、計測技術、計測器の発達は較べものにならないくらい進んでいる。原子力発電所には、大勢の放射線管理技士ら放射線測定のプロが育ち、環境放射線の監理を常時行っていることから考えれば、学術・論文の専門家らよりは、はるかに精度が高い測定ができる環境が整っていた。

東京電力株式会社の子会社で、東電環境エンジニアリング㈱という会社は、発電所内外で環境放射線測定、及び、人の被ばく管理を専門として、常時、監視と計測および管理を行っていたので、文献・医療被ばく等の専門家の入り込む必要はなかった。

よく専門家という連中には、広島・長崎原爆被害の例(ABCC に管理された) を引き出して、被ばく被害を矮小化しているが、当時の計測技術と現在のより精 度の高い計測器の差異を考慮しない、歴史改竄主義者が多いように見受けられる。

よって、高村意見は、原告と同じ経緯を経ておらず、問診、触診、その他被ばく被害を反証するのに必要な証拠を持ち合わせておらず、想像の世界の意見で原告の健康障害を否定しているだけなので、原告は高村意見を取るに足らないものとして完全否定しておく。

2. 「乙二98 人体への影響」の誤りについて

UNSCEAR 報告書の中に、下記の表があった。01 (FT1) 双葉町の避難時期を書いてあるが、双葉町災害対策本部長が町民に避難指示を発出したのは、3月12日午前7時30分頃だった。3月12日の5時44分政府の避難指示を知ったのは、被告らからの通知ではなく、テレビを見ていた職員からの報告で知った。

町災害対策本部会議を開いた後、6時過ぎ川俣町長へ電話で避難の受け入れをお願いし、了解を得てから、再度、町災害対策本部会議で、川俣町へ避難することを決めた。したがって、この表にある「3月12日AM2」は何を意味するものなのか分からないが、「AM2」が午前2時とすると、3月11日に、川俣町へ避難の受け入れのお願いをして、川俣町が避難者の受け入れを整えておかなければならないので、3月11日の夕刻前まで、川俣小学校では、避難者の受け入れが完了させておかなければならないことになる。しかし、このときはまだ、双葉町災害対策本部長が川俣町長へ避難の受け入れをお願いしていないので、町民が川俣町へ到着することはない。

もし、AM2が午前2時を意味するのであれば、許すことが出来ない虚偽記載である。

この報告書は、双葉町災害対策本部長の承認がないので、UNSCEAR 報告は

虚偽文書という扱いになるはずなので、これをもって被告東電は、原告に対し被 ばく被害が無いと、断言することはできない。

表 A9. 考察された避難シナリオ

Ohba et al. [O5] (シナリオ01~37) およびNIRSの調査[A6] (シナリオ38~40)

シナリオ	2011 年 3 月 11 日時点 の 居住地	出発点>ルート>避難先	<i>時期</i>
01(FT1)	双葉町	双葉 > 川俣 > OOP ^c	3月12日AM2
02(FT2)	双葉町	双葉 > いわき > OOP	3月12日PM1
03(FT3)	双葉町	双葉 > 小高 > 福島 > OOP	3月12日AM2
04(FT4)	双葉町	双葉 > 原町> 郡山	3月12日PM2
05(FT5)	双葉町	双葉 > 浪江 > 川内 > OOP	3月12日PM1
06(TM1)	富岡町および川内村は	川内 > 00P	3月15日PM1
07(TM2)	富岡町	富岡 > 小野 > OOP	3月12日PM1
08(TM3)	富岡町	富岡 > 川内 > 郡山 > OOP	3月12日AM2
09(TM4)	富岡町	富岡 > いわき	3月12日PM1

上記表には、<u>責任者の記載、誰が、いつ、どこで、何を根拠</u>に記したのかが、 判明できないものなので、証拠にはならない。

尚、同号証を代表して 1 頁の解説について、要点を正しておかなければならない。

【放射線による身体的影響は、①放射線被ばくの「有無」ではなく「量」が問題です。人体が放射線を受けたことにより身体に影響が及ぼすかどうかは、②外部被ばくか内部被ばくか、全身被ばくか局所被ばくか、局所被ばくであるならば、どこに受けたのか、③そしてどのくらいの量の放射線をどのくらいの期間で受けたのかによって決まります。

②放射線の身体的影響の種類や程度については、こうした情報が多ければ多いほど、正確に判断することができます。】

原告の解釈

① :理路整然としないおかしな論法である。被ばくの「有無」の原因が無ければ、「量」に至らないはずだが。原告の身体的影響は「**大量の被ばくだった**」

ことを示しておく。

- ② :本件事故の場合の環境放射線は、外部、吸引、付着を同時に襲った。
- ③ :その通り。本件では、緊急時環境放射線モニタリングを実施して、公表するはずの原子力災害合同対策協議会を機能させなかった責任を問わなければならない。不作為事案である、原告に反論するのではなく、政府災害対策本部に任務懈怠があったと、被告東電は、政府災害対策本部に責任を求めなければならい。(被告東電の証拠参照のこと、本書 36 頁から 38 頁記載)
- 4 : 3と同じ。
 - 3. 「乙二99 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構」の誤りについて
- (独)放射線医学総合研究所は、当証拠に余程自信が無いと見えて、原告が 読むには、拡大鏡を用いなければならないほど小さく、文章がつながらないよ うに考えて、提出したのではないかと理解している。

裁判文書の標準的な書式、表記法を調べると、A4判(縦書き)、文字サイズは、12ポイント(10.5も可)、1行文字数は37字、1頁の行数は26行とされている。他に、余白、綴じしろ等の決まりがあることなどを、当証拠を目にして調べたら判明した。

この証拠を読み、理解するのに、裁判所でも大変苦痛ではないかと思う。 したがって、原告に読みやすい証拠を提出して頂かないと反論に不自由を きたすことを申し上げたい。

4. 「乙二100放射性物質対策に関する不安の声について」の誤りについて

乙二第98号証でも、述べておいたが、UNSCEAR報告は証拠として認諾はできない。事実に大きく反し、現場の実数を示すことがなく、「推」を多用しているのは、「考えをおし進める。おしはかる」のであって、形のある事実に基づ

いた結果を示すものではない。

原告は、推論を述べているのではない、あくまで事実を述べているので、被告 東電が示す証拠「乙二100号証」は、原告自身の実数の無い策文であるので証 拠にはならない。

本証拠の全体から判断すると、環境省は事故発生時の緊急事態対処において どこにいたのか明らかではない。防災訓練の実績から判断すると、原子力災害合 同対策協議会のメンバーではなかったことも付け加えておく。

原告は、平成 22 年度の原子力災害合同対策協議会までは、双葉町災害対策本部長として、防災訓練に関わってきていたが、環境省の役割は無かったと記憶している。

したがって、原告は、部外者の環境省に左右されるものではなく、本件事故時において、不遡及の原則に照らして、原災法のどこに所在が明記されているか分からないので、原告に対する証拠とはならない。

第2 原告の健康被害の反論について

原告の健康問題に、被告東電がクレームを付けるのは不思議である。その理由はなぜかについて説明すると、事故前の多くの文書で原告(双葉町長当時)に提出された文書 (特にプルサーマル計画承認会議資料中) には、「止める」「冷やす」「閉じ込める」と記し、発電所の運転を止める、核燃料を冷やす、放射性物質を閉じ込めると記載していた。本件事故においては、止めることもできず、冷やすこともできず、閉じ込めることも出来なかった。原告に対して虚偽を重ねて何もできなかった被告東電から、原告は反論される立場にはないことを断っておく。

原告の内心の自由を超え、非常に許しがたい反論を重ねていることに対し、事実に基づき、整然と以下反論する。

1. 「放射線の影響による原告の鼻血の事実が明らかであるとの原告の主張の誤り」の誤り

原告の鼻血は事実である。医学的にも、科学的にも意図的に出そうとして出せるものではない。場所も時間も選ばず、勝手に出てくる。これを医学的、科学的に証明する医・科学に出会ったことはない。

被告東電はアレルギー性鼻炎で鼻血を出ると言っているが、事実であれば挙証されなければならない。是非、実証の現場に立ち会わせていただきたいと願う。

原告のアレルギー性鼻炎の症状は、鼻水である。杉・ヒノキ等の花粉の季節に集中している。又、稀ではあるが強い粉塵などや、5°Cの極端な温度変化でも鼻水が出るときがある。

最近は、コロナ対策の為に付けるマスクの効果で、花粉症状は和らいでいる。

原告の鼻血は、花粉症等の季節的に変則することなく、いつ出るか分からない。原告の鼻血は、身体的、環境的に影響されることなく、勝手に出てくる。

したがって、被告東電は医師・医療機関でもないのに、原告の身体に関し、決定的なことは言える法的立場にはない。被告東電の悪意と不正確な 反論に、大きなストレスさえ覚えて、被ばくさせられた悔しさが増すばか りである。

2. 「鼻血と被ばくとの因果関係は疫学的に明らかであるとの原告の主張の誤り」の誤り

これは、前述したように、本件事故後に津田敏秀教授らが行った唯一の 疫学調査報告書に証明されているので、被告東電の反論は間違いである。

被告東電の反論を正当化するには、疫学調査に適う疫学の専門家が、原

告の疫学調査をすればよかったが、今では遅い。

3. 「原告の本件事故前後の健康状態の概要と評価に関する原告の主張によっても原告が主張する健康障害は裏付けられないことについて」の誤り

原告を否定するのは、原告の健康障害を診ることができないのであって、実在する原告と逢って対峙することを避けているからである

又、原告を正確に診ることを妨げられている医師と逢ったことがある。 「私は、井戸川さんを診ることができない、私が診たら、医師として他の 患者を診ることが出来なくなるから」と、診療拒否をいう医師もいたこと は事実である。この医師は誰かに脅迫されていたのだろう。

(1)「定期健康診断の結果を踏まえても、そもそも本件事故後に具体的な「健康障害」が生じたことを確認することが出来ないこと」の誤り曲解である。原告が診断書やカルテを書いているのではない。

また、定期健康診断は一般検診であるので、曲解しないでいただきたい。 原告は、放射線業務従事者になったことはないので、この反論は的外れ であるので、回答はできない。

被告東電に、定期健康診断の結果と被ばく傷害(広島では原爆症と呼んでいる)の事実関係の証拠を添えて求釈明を求める。

被告東電は、発電所作業員の入所教育用教材「原子力発電と放射線(A 教育用)」には、一般健康診断と電離放射線健康診断の義務が、以下のよ うに約束されていた。

2健康診断

作業を始める前、およびその後は定期的に、次の2種類の健康診断を実施することが法令により義務づけられています。

1.一般健康診断

2. 電離放射線健康診断



一般健康診断(実施内容)

実 施 項 目	時期(定期)
1. 既往歴及び業務歴の調査	
2. 自覚症状及び他覚症状の有無の検査	6ヵ月以内
3. 身長、体重、視力、及び聴力の検査	
4. 胸部エックス線検査及びかくたん検査	
5. 血圧の測定	
6. 尿検査	
7. 貧血検査	
8. 肝機能検査	
9. 血中脂質検査	
10. 心電図検査	

電離放射線健康診断(実施内容)

実 施 項 目	時期(定期)
 被ばく歴の有無(作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、その他放射線による被ばくに関する事項)の調査 白血球数及び白血球百分率の検査 赤血球数の検査及び血色素量またはヘマトクリット値の検査 	6ヵ月以内
4. 白内障に関する眼の検査 5. 皮膚の検査	6ヵ月以内

※上記の健康診断の際に、前回の健康診断後に受けた線量当量を医師に示さなければならない。

と示されている。

原告は、被ばく作業員ではないので、一般健康診断しか適用されないことは、 被告東電は職務上、十分に分かっているはずなので、(1)については的外れな 反論である。

(2) 「原告が主張する各自覚症状が本件事故に起因するものであるとは認められないこと」の誤りについて

原告の自覚症状を認められないということは、原告は、医師の問診に自分の症状を、正直に答えてないと被告東電は反論するが、それは、日本医師会の規範やジュネーブ宣言に反することで、由々しき反論である。本件事故に起因するか、しないかをいうのであれば、原告の医師は判断ができないものと決めつ

けるが、それでよいのだろうか。原告の医師は信用できないと、私を診断した 医師に報告したい。

原告の診断結果を信用できないとすれば、それを判断する証拠を示して頂かないと、原告の医師に報告ができないので、**求釈明**を求める。

被告東電が、9頁の中ほどに、【<u>被告東京電力準備書面(4)の第5においても述べたとおり、原告が本件事故後に受けた放射線被ばく量は20ミリシーベルトを大きく下回るものと認められるのであり、このような放射線被ばく量によって、そのような症状が招来されるという科学的知見は存せず、原告が主張する健康障害なるものについて、本件事故の放射線の作用との間の事実的因果関係は認められない。</u>】と被告東電は反論することについて、原告は被告東電の欺罔行為について反論する。

そもそも、20ミリシーベルト論を持ち出すことは、東電が保安院から厳重 注意をうけていることに反する。

以下に示す資料は、平成21年1月財団法人福島県原子力広報協会発行のアトムふくしまの別冊「ウランちゃんの原子力の基礎知識」に記されていたもの。この協会に双葉町が入っており、上記の被告東電の言い分の20ミリシーベルトを容認できない立場にあることを知らない反論である。被告東電のいい加減なことに、原告は同調できない立場にあることを知らなければならない。

したがって、1 ミリシーベルト以上の被ばくで、被ばくの健康障害を判断しなければならない。

アトムふくしま別冊 シリーズその16 保存版

> ウランちゃんの 原子力の基礎知識

原子力の基礎知識 放射線Q&A



Q8 放射線はどのような考え方に 基づいて管理されているの?



「放射線を取り扱う職業人の場合、1年間に全身にあびる量は20ミリシーベ ルト (5年間の平均)、一般の公衆に対しては、1ミリシーベルトを線量限度 とする。」これは、1990年、国際放射線防護委員会(ICRP)の世界に向けた勧告です。 我が国でも、この勧告に基づき、放射線障害防止法などが改正され、平成13年4月から施 行されています。

職業人の被ばくの線量限度は放射線被ばくによる発ガンなどの発生率を広島・長崎の原 爆被ばく者データの解析等から推定し、設定されています。また、一般公衆の線量限度は、 医療被ばくを除き、1ミリシーベルト/年が勧告されています。

ICRPは、放射線の利用について、得られる利益から見てその人や社会が容認できる 限度、すなわち、「現在の知識に照らして身体的な障害または遺伝的な障害の起こる確率 が無視できる」線量を限度として勧告しています。

また、線量限度と併せて、「すべての放射線被ばくは合理的に達成できる限り低く保つこ と」を勧告しています。日本の原子力発電所は勧告に基づき、発電所からの放出量は、 般公衆の線量限度である 1 ミリシーベルトの20分の 1 である0.05ミリシーベルト以下にす るという、厳しい線量目標を定めています。そして、実際に運転している発電所から放け される放射性物質による線量は、目標値よりも十分低い値になっています。



発行/財団法人福島県原子力広報協会

〒979-1308 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野199番地

福島県原子力センター内

財団法人 福島県原子力広報協会

TEL 0240(32)3734 FAX 0240 (32) 3440

http://www.atom-fukushima.or.jp

監修 福島県

(財)福島県原子力広報協会は福島県と広野町・楮葉町・富岡町・ 川内村・大熊町・双葉町・浪江町・葛尾村・南相馬市・田村市・ いわき市の11市町村で構成されています。

福島県原子カセンターのご案内

開館時間 9:00~16:00

開館日 月曜日~金曜日

[年末年始(12月29日~1月3日)及び祝日は除きます。]

http://www.atom-moc.pref.fukushima.jp

平成21年1月発行





この資料の作出者には、双葉町が入っている。しかも、発行日は平成 21 年 1 月で、記載内容の検証は、福島県が専門家の意見を聞きながら記載したと、福島県の担当者は事故後、原告の問いに答えている。

入館

≪以下は、重要な資料≫

「福島県内の小学校等の再開にあたっての安全性について(その 2)」 に対する回答

平成 23 年 4 月 7 日 9:30 原子力安全委員会 緊急技術助言組織

助言依頼のありました標記の件について、次のとおり回答します。

- 1. 文部科学省として、福島県内の小学校等の再開にあたっての判断基準を示されたい。
- 2. 原子力安全委員会は、示された判断基準に対して、助言します。
- 3. "「福島県内の小学校等の再開に当たっての安全性について(その 1)」に対する助言(回答)"は、上記、判断基準の策定にあたって参考になるものと考えます。
- 4. なお、公衆の被ばくに関する線量限度は、1mSv/年とされています。

これは、原子力安全委員会の判断である。炉規法に告示されている、1mSv を 公衆被ばくを限度とすることに合致する。

これを超える法律は存在しないことは、原子力発電所において、入所教育を実施する側の被告東電に、20ミリシーベルト論の二重基準は存在していないはずである。

土壌中のプルトニウムの検出に対する注意

平成23年3月28日 原子力安全委員会 医療班

福島第一原子力発電所所内の土壌サンプルからプルトニウムが検出されたことは以前にバリウム、ランタンが検出されていることと合わせ、原子炉内から揮発性成分だけでなく燃料の一部が外部に放出されていることを示すもので、原子炉周辺での作業において、以前にもまして注意が必要であることを示している。

現時点での土壌中のプルトニウム量は過去のフォールアウトと同レベルである とのことであり、即、健康影響が問題となるレベルではなく、また、特段の対応 が必要となるレベルではなく、現時点で実施されている、マスク、手袋、防護服、 長靴の着用などによる防護措置で十分であると考える。

但し、作業者への健康影響の観点からは、当該土壌測定データだけではなく、 線量や作業内容なども含め総合的に判断する必要がある。

また、今後の推移を注意深く観察する必要がある。

被告らが言う「**空間線量のみを**」を基準にしたい理由がここに在る。放射性物質の量を測り、それぞれの量を選別して、安全の限界を語らなければならいが、 被告らはこれを誤魔化し、国民を放射能漬けにしているのが現状である。

チェルブイリ原発事故から学んだウクライナ、ベラルーシの国は、放射性物質の数値化には、土壌の検測も含まれて、避難区域が設定されていることは衆知の 事実である。

我が国は、ウクライナ、ベラルーシ、ロシア国民よりひどい汚染地域に、住まわされていることを隠蔽しているから世界一の人災・欺罔国家と言える。

被ばく線量評価に伴うモニタリング強化について

平成23年3月25日16:10 原子力安全委員会 緊急技術助言組織

現在の被ばく線量の把握、特に感受性の高い小児への健康影響をより正確に 把握するため、屋内退避区域あるいはSPEEDIで甲状腺の等価線量が高いと評価 された地域の小児の甲状腺線量の実測をお願いいたします。

- 4) 正味値が 1.0 μSv/h の時、甲状腺残留放射能は約 22kBq である。これは 1 歳児の場合であり、年齢と共に数値は減少する。
- 5) 正味値は居住地や避難経路とともに記録に留める。
- 6) 測定値について質問があった場合、正味値が 0.2 μ Sv/h 以下であれば、問題となるレベルではないと答えて良い。
- 7) バックグラウンドが 0.2 μ Sv/h を超える場合、有意な測定は困難である。
- 8) 1歳児以下で 0.2 µ Sv/h を超える場合、放医研問い合わせとする。 問い合わせ先は放医研対策本部

以上

これは重要な資料である。

原告は、3 月 11 日午前中から 30μ Sv/h 以上の環境にいた。その後、1 号機のベントの最大値の $4,613 \mu$ Sv/h 以上に汚染させられて、更に 1 号機の爆発物に晒されてしまった。

7)に示されている、バックグランドの $0.2\,\mu$ Sv/h から原告の浴びた線量と比較すると、 $4,613\,\mu$ Sv/h 割る $0.2\,\mu$ Sv/h では、23,065 倍という驚愕な高さの被ばくだったことが証明できる。

このことからすると、原告ら約300名は23,065倍の甲状腺異常発症の確立のある被ばくだったことになる。

100,000 (pm の汚染を全身に受けた 場合、最大被はくを算出わた、 甲状腺感受性か高く類取 室内高川/歳児授等で甲状 りの等価線量は769m SVと規則 される。

これは重要な記述である。大急ぎで手書きで書いたもので、虚偽文書ではないようだ。放射線医学総合研究所の記録によると、「双葉地区住民はハイリスク群」(榊原崇仁氏の著書「福島が沈黙した日」原発事故と甲状腺被ばくの174頁から175頁、176頁から181頁)と紹介されている。

上記の 769mSv という数値は、最高で最悪な数値である。これを語らず、被ばくの影響がないと語っている者たちは、欺罔の加害者である。

以下に、本の写しを添付する。

≪重要な資料:榊原崇仁著書「福島が沈黙した日」174 頁から 181 頁≫

解明の矛先

取材の成果を整理すると、次のようになるだろう。

起き、第一原発の二〇~三〇キロ圏が屋内退避区域になった。「双葉地区住民はハイリスク群」と見立てられた。第一原発では一五日までに計三回の爆発がた。夜には避難区域が二〇キロ圏まで広がった一方、一三日朝には放医研の対策本部会議での一〇キロ圏に避難指示を出したが、原発の北西三キロの双葉町役場周辺に住民らが残ってい第一原発で最初に爆発があったのは三月一二日午後三時三六分。政府は朝の段階で第一原発第一原発で

英夫氏も避難区域の見直しを考えていた。難区域の外側でも避難が必要かどうか原安委と協議した。放医研の同僚で医療班長だった立崎療班の班長代理に就いた。保田氏は二一日、広範な放射能汚染を心配し、二〇キロ圏だった避 五日後の二〇日、県庁五階を拠点にした政府の現地本部に放医研の保田浩志氏が到着し、医

政府の原災本部の中でも二二日、二〇キロ圏だった避難区域の変更論が浮上し、原安委も翌

圏外で甲状腺内部被ばくの程度を実際に測った上、避難が必要かどうか判断することになった。ら五○キロ離れた場所まで伸びていた。ただ官邸側が推計の精度を問題視したため、二○キロでは甲状腺等価線量で一○○ミリシーベルト以上の地域が主に北西や南に広がり、第一原発か二三日にSPEEDIの推計結果を得ると、官邸に区域変更を提案した。SPEEDIの推計

した。調整本部には、文科省の依頼で各地の大学などから専門家が集っていた。 この測定は、県庁西隣の県自治会館を拠点にした「緊急被ばく医療調整本部」の面々も協力療班長は保田氏だったようだが、文科省は放医研を通じ、別の医療班員に指示を出した。 二四日からの測定は政府の現地本部医療班が主体になった一方、文科省も深く関与した。医

た川俣町と飯舘村、大都市のいわき市が測定対象に選ばれた。い地域」と判断され、SPEEDIやモニタリングのデータから、より線量が高いと見込まれ、具体的には、避難や屋内退避の指示が出ていない第一原発の三〇キロ圏外が「最も線量の高

『域で測った上、他地域の状況も評価することにした。

ない」と判断された。そのため、測定対象を絞り込み、甲状腺等価線量が高いと見込まれた測定を進める上では、放射性ヨウ素の半減期の問題から、「測る時間がわずかしか残されて

175 第三章 早々と終えた理屈

末次氏らが則定と言うと言う目的して、まなよいの人によった。 考えていたものの、福島県から「不安をあおる」と電話を受け、やむなく打ち切った。 本部医療班から「サーベイは完了」という報告もなされていた。間がない」と判断されたためだ その後も測定は続けられたが、三〇日には終わった。「測る時間がない」と判断されたためだ その後も測定は続けられたが、三〇日には終わった。「測る時間がない」と判断されたためだ 本部医療班から「サーベイは完了」という報告もなされていた。官邸から継続の指示があり、 本部医療班から「サーベイは完了」という報告もなされていた。官邸から継続の指示があり、 本の後も測定は続けられたが、三〇日には終わった。 測定がより、 本の後も測定があり、 本の後も測定は続けられたが、三〇日には終わった。 別にでいた。 別定初日の昼すぎには現地

避難した人たちは政府の測定で対象外になったのに「健康上問題ない」と周知した。難の過程で浴びた線量は十分少なく健康上問題無い」と記した文書を配布した。原発近くから災本部の下に設けられた「原子力被災者生活支援チーム」が「20㎞圏外に避難した住民は、避疾本部の下に設けられた「原子力被災者生活支援チーム」が「20㎞圏外に避難した住民は、避疾本部の下に設けられた「原子力被災者生活支援チーム」が「20㎞圏外に避難した住民は、避

明石氏は誰かに呼ばれて官邸に赴いた。自分の意思で行ったわけではなかった。の影響で健康被害が出るかどうか調べても意味がない」と提言したことを意味していた。ただ、した。多くの人たちの甲状腺内部被ばくを測っていないのに「被ばく線量は少ない」「被ばくと面会した。「住民の被ばく線量は一〇〇ミリシーベルトに至らず」「疫学調査は不要」と進言放医研の事故対応でナンバー2だった明石真言氏は四月二六日夕、官房副長官の福山哲郎氏

手伝うために福島入りしていた。 大講師の佐瀬卓也氏が出席した。避難者らの体に付いた汚染の程度を調べるスクリーニングを、四日後の四月三○日、調整本部が置かれた県自治会館の会議に徳島大教授の誉田栄一氏、同

い。この「人は二七日に会津保健福祉事務所の放射線技師、井上弘氏から聞いた話を基に「双葉町から避難した一一歳の少女が甲状腺等価線量で一○○ミリシーベルトを超えた可能性「徳島大の二人は二七日に会津保健福祉事務所の放射線技師、井上弘氏から聞いた話を基に

の対策本部会議では、被ばく線量評価部長だった山田裕司氏が改めて少女の甲状腺等価線量を徳島大の二人の報告は文科省のメールを通じ、放医研に伝わった。五月二日にあった放医研

177

176

計算し、「一〇〇ミリシーベルト程度」と報告した。

結果だった。しかし放医研は特別な対応を取らず、公表も見送った。「政府の測定は線量が高い人を対象外にしてしまった」という問題を示唆するのが少女の計算少女は測定から漏れた公算が大きかった。「いないはずの一○○ミリシーベルトの人がいた」原発近くからの避難者は、政府の測定の対象外だった。第一原発がある双葉町から避難した

とができた」と言いたかったのではないか。「被ばくを防ぐための指示は適切に出すこばくは問題ない」と主張したかったのではないか。「被ばくを防ぐための指示は適切に出すこばくは問題ない」と主張したかった」と追及を受けることになるだろう。だからこそ「住民の被避難指示の範囲が狭かったせいで自宅にとどまり、被ばくさせたと判明したらどうなるか。をし原発近くにいた人たちに対する避難指示が遅れ、被ばくさせたと判明したらどうなるか。政府が「住民の甲状腺内部被ばくは問題ない」と主張したい動機はあると考えていた。

前の午後一時すぎ、文科省から放医研に全一一枚の文書が送られていた。情報開示請求によっ先にも触れた通り、放医研の明石氏は四月二六日夕に官邸で福山氏と面会している。この直「適切な指示」が強く意識されていた痕跡は情報開示請求で入手した文書に残っていた。

て放医研から入手した。

一原発や周辺の空間線量、避難区域の人口などが記されていた。 です」と手書きされ、出席予定者が記されていた。本章の「幕引きの進言」で触れた名簿だ。です」と手書きされ、出席予定者が記されていた。本章の「幕引きの進言」で触れた名簿だ。です」と手書きされ、出席予定者が記されていた。本章の「幕引きの進言」で触れた名簿だ。です」と手書きされ、出席予定者が記されていた。本章の「幕引きの進言」で触れた名簿だ。

簡単に要点を押さえたのが三つの論点だったのではないか。不要」と進言する筋書きを事前に作り、明石氏に「専門家からの進言」を頼んだのではないか。まえると、誰かが「政府は適切に避難指示を出した」「住民の被ばくは一○○ミリシーベルトに至らず」「疫学調査は不要」と進言した。その点を踏だった。そして、「呼ばれて行った」という放医研の明石氏が二枚目の「論点」に沿うようにだった。そして、「呼ばれて行った」という放医研の明石氏が二枚目の「論点」に沿うようにだった。そして、「呼ばれて行った」という放医研の明石氏が二枚目の「論点」に沿うように

第三章 早々と終えた理屈

推測に頼る部分が多い。しかし少なくとも、論点が書かれた文書を見る限り、官房副長官、

178

持って出されたか」が強く意識されていたとは言えるはずだ。 経産省、文科省、厚労省、 放医研の面々が一堂に会した際に「政府の避難指示は、十分余裕を

なった。この話の流れだと、「避難区域の拡大をどうする」という議論がなければ、誰も測定 という話が出てきたため、甲状腺被ばく測定を実施し、実際の被ばくの状況を確認することに 〇キロ圏だった避難区域を拡大すべきかどうか」「まずは区域外の状況を確認する必要がある」 早く測り始めたいはずだった。そのための準備をあらかじめ整えていたのではないか。 ないか。資機材を用意し、測定の手順も決めていたのではないか。半減期の問題を考えれば、 ことも簡単に分かるはずだ。半減期の問題で後々測定できなくなることも分かるはずだ。 意識するはずだった。甲状腺被ばく測定を実施しておかないと、被害者の救済がままならない そう考えると、行政側は事故に備え、甲状腺被ばく測定を行うための準備をしていたのでは 実際には三月二四日に政府の測定が始まった。最初の爆発から二週間近くたっていた。「二 チェルノブイリの経験を踏まえれば、福島原発事故が起きる前から甲状腺内部被ばくを強く そもそも測り始めるのが遅かったのではないか。測定の端緒も不自然だったのではないか。 さらなる解明の進め方を考える中で、特に看過できない局面があることに気づいた。

反して測定しなかったということなのか。これらの解明こそ必要だと考えた。 らず、先送りに先送りを重ねたということなのか。測定の手順は決めてあったものの、 を受けなかったことになる。それはおかしくない 震災発生から測定の開始までの間に何が議論されていたのか。事故前に測定の準備をしてお

想定に

第三章 早々と終えた理屈 181

180

上記は、要所を抜粋したものであるが、文字が小さくて読みにくいかもしれな いが、概要は本書81頁に記している。

榊原崇仁氏の著書は、情報開示請求を行い、事実に基づき記されているので、 原告には知らなかったことが多くあるので、非常に参考になっている。

著書の全部を解説してその事実を反映する必要があるので、時間を割いて読 破されることを推奨したい。

OFC広報班活動状況

平成 23 年 3 月 19 日

1 広報班の活動状況

- 〇 福島県は、毎日午前10時と夕方(時刻は不定)に開催する県災害対策本 部会議終了後に、会議使用資料を記者に配布している。
 - 〇 県からの要望を受け、昨日(18日)から、記者への資料配布時に広報班 及び必要と思われる者(放射線班等)が同席し、記者から保安院への質 問があった場合に返答している。
 - 当面の間、同会議終了後の資料配布時に広報班等の人員で対応する予定。

2 主な質問内容

- ○普通の人(公衆)が1年間に受ける線量は合計1ミリシーベルトとなっているが、それを超えても健康に影響はないのか。あるとしたら何ミリシーベルトか。(←後日返答)
- 福島市の環境放射能測定値は1時間あたり20マイクロシーベルトだが、このままでは2日で1ミリシーベルトを超えてしまう。問題はないのか。 (←後日返答)
- 地域によって環境放射能の測定値が異なるが、理由は何か。(←気象状況等の変動による旨を返答)
- 飲用水に放射性よう素やセシウムが含まれているが、理由は何か。飲用しても問題ないのか。(←原安委の基準値以下であり問題ない旨を返答)

上記の2主な質問内容の中に、「○普通の人(公衆)が1年間に受ける線量は合計1ミリシーベルトとなっているが、~という箇所に注目している。又、○福島市の環境放射線測定値は1時間あたり20マイクロシーベルトだが、このままでは2日で1ミリシーベルトを超えてしまう。問題はないのか。」という記述に、原告は問題意識を持っている。OFC 広報班は何れも1ミリシーベルトの限界を理解して述べていることに、被告東電は第12準備書面で、20ミリシーベルト論を持ち出すことはできない。

以下は、参考資料として掲載したものである。

緊急防護措置の解除に関する考え方について(案)

平成23年8月4日原子力安全委員会

1. 基本的考え方

(1) 解除の条件

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において実施されている各種の 緊急防護措置(避難、屋内退避等の、緊急時等に実施すべき放射線防護のため の措置)の解除に当たっては、以下の条件を満たすことが基本になるものと考 える。

緊急防護措置の目的を踏まえ、当該措置を継続する必要性、正当性が無いと 判断されること。具体的には、当該措置が設定された際の基準、又は当該措 置を解除する際の状況を踏まえて策定される新たな基準を下回ることが確 実であること

(2)新たな防護措置との調整

緊急防護措置の解除に当たっては、適切な管理や除染・改善措置等の新たな 防護措置の実施が必要となる場合が多い。このため、以下の点に留意する必要 がある。

・ <u>緊急防護措置の解除に当たって行うべき新たな防護措置の実施時期、方法、</u> 内容等を定め、必要な準備を行った上で、適切に解除すること

(3) 地元の自治体・ 住民等との調整

緊急防護措置の解除と新たな防護措置を効率的、効果的に実施するためには、 関連する地元の自治体・住民等を決定プロセスに参加させることが重要である。 これによって、新たな防護措置についても理解が深まることから、その実効性 が向上するとともに、円滑に実施されることが期待される。このため、以下の 点に留意する必要がある。

・ <u>緊急防護措置を解除し、適切な管理や除染・改善措置等の新たな防護措置の</u> 計画を立案する際には、関連する地元の自治体・住民等が関与できる枠組み を構築し、適切に運用すること

ここに記したのは、(3)地元自治体・住民等との調整について、実際に行われたのは、住民を排除して「**内閣府原子力被災者生活支援チーム**」が双葉町を扇動して、**住民の合意を得ないまま避難指示を解除してしまった**ので、ここにこのような事が書いてあると衆知するために、この資料を引用した。

4. 「結論」の誤り

原告が「損害 B」が正当な請求であることについて主張する理由は、国際的に認められたという、チェルノブイリ・フォーラムのチェルノブイリ原発事故報告書がウクライナ、ベラルーシ、ロシア国民から信用されなかったために、「チェルノブイリ原子力発電所事故により放射性物質で汚染された地域の法制度に関するウクライナ国家法」(ウクライナ・ソヴィエト社会主義共和国最高会議広報、1991年、第16号、第198条)が作られた経緯によれば、不遜な国際機関らに依拠しないためにつくられた経緯があるからである。

更に、健康被害について「チェルノブイリの長い影〜チェルノブイリ核事故の健康障害〜〈研究結果の要約:2006年最新版〉」の「はじめに」の中段には、【本冊子は、コンピュータモデルや、自称「専門家」およびロビイストの漠然とした予測に基づいたものだはなく、実際のチェルノブイリの生存者に関する大規模な独自の調査に基づいてまとめられたものであるとして、重要な役割を果している。】と記されていて、頁を追うごとに、生々しい被ばく被害の実情が証明されているからである。

更に、推論であっても、証拠が実在しないと「**奸詐**」になる。原告の健康 障害に反論するのであれば、医師の見立ては誤魔化しだということなるの で、原告に対する医師の誤魔化しを暴くために、被告東電に**求釈明**を求める。 問診・触診をしていない自称専門家とか、国際機関らの本件事故以前から の持論には、本件事故の実証が存在しない被告の反論を、それでよいと言っ ても、世論は確実に実在する証拠の無いものを、良いと認諾することはない。

平成23年5月25日原子力安全・保安院

福島第一原子力発電所の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発 防止対策並びに放射線管理の検証結果に対する保安院の評価について

原子力安全・保安院(以下「保安院」という。)は、平成23年5月2日及び5月11日に東京電力から「福島第一原子力発電所の放射線業務従事者の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止対策の策定等について」の報告を受け、 当該報告の評価を行いました。

この結果、放射線業務従事者の放射線管理について、①福島第一原子力発電所の 免震重要棟は、空気中の放射性物質の濃度が防護マスクを着用しなければならない 水準であったが、着用されなかったこと、②女性職員5名が、放射線業務従事者の 指定を受けないまま、放射線管理が必要な区域に勤務していたこと、その内2名は、 公衆の線量限度を超過していたこと、等の3件の法令違反があったことは遺憾であ り、東京電力に対し厳重注意しました。

また、東京電力に対して、従業員の労働安全、健康管理及び生活改善について、放射線業務従事者の放射線管理が適切になされる観点から、更なる改善に努めるとともに、①作業現場の適切な放射線管理を行うため、放射線管理を行う要員の人員確保、体制強化を行うこと、②1人1台を携行できる線量計を確保すること、③通常の被ばく評価(3ヶ月に1回)ができるよう速やかにホールボディカウンターの整備を行うこと。④早急に協力会社の従業員を含め、放射線業務従事者の登録を確実に行うこと、など計7項目の改善指示を行いました。

今後、東京電力が行う再発防止対策及び保安院から改善を指示した事項への対応 が、適切に行われているかを保安検査等で確認していきます。

平成23年5月25日 原子力安全・保安院

1. 経緯

- ・福島第一原子力発電所において、地震発生後の作業に従事していた女性 職員2名が、本年1月1日から3月31日(第4四半期)までの実効線 量が約18mSv(4月27日報告)と7.5mSv(5月1日報告) となり、原子炉等規制法に定める線量限度(5mSv/3ヶ月)を超え ているとの報告があった。最初の報告があった4月27日に原子力安 全・保安院(以下、「保安院」という)から東京電力に対し、厳重注意す るとともに、原因及び対策並びに放射線管理の検証を行い5月2日まで に、報告するよう指示した。
- ・東京電力は、5月2日、保安院に対して上記の指示した内容について、 報告書を提出した。なお、当該報告のヒアリングの中で以下のことが判 明したため、報告書に記載するよう指示した。
 - → 福島第一原子力発電所において、女性が19名従事しており、この 全員が放射線業務従事者との説明を受けていたが、再度内容を確認 したところ、このうち4名は、放射線業務従事者に指定されておら ず、その内2名は公衆の被ばく限度(1mSv/年)を超えていた。
- ・また、5月11日、従事していた女性人数に変更はないものの、<u>放射線</u> 業務従事者に指定されていない者が1名追加(O.55mSv)になった との報告を受けた。

これでも、被告東電は20ミリシーベルトを主張できるのか?ウソの報告を繰り返した挙句に、原発事故を招いた。そして、本準備書面第12でも、ウソを重ねているが、被告東電の正体は電気事業者なのか、それとも詐欺を生業とする欺罔の塊なのか、はっきりして頂きたい。

ここに被告東電は、事実を隠し原告及び双葉町という地方公共団体と住 民の全てを壊し、傀儡組織の陰で平然としているが、やがて阿鼻叫喚が待っ ていることだろう。

第3.被告東電は原点に戻れ

これ以上、ウソをつくな!!

平成23年3月12日に原告が放射性物質に攻撃された現場に、日本ビジュアル・ジャーナリスト協会のメンバーが、翌日入町して、放射線量を測定しているところの写真。一行が持参した計測器は 1000μ SV/h まで計測できるが、たちまち上限を超えてしまい、計測不能となった。

同3月12日は、原告ら双葉地方及び相馬地方の住民は朝から1号機のベント被ばく、午後には1号機の爆発物による被ばくという物理的作用が発生した。 これは実論である。

この被ばくは、政府災害対策本部の任務懈怠、虚動、隠ぺい、情報閉鎖によってもたらされたもので、行政の過誤・過失によるものであるが、被告東電が発電所立地地域住民に誓っていた「止める」「冷やす」「閉じ込める」の動作ができなかったことが主因である。

3・11メルトダウン 福島原発取材の現場から Part2

日本ビジュアル・ジャーナリスト協会 (JVJA)



この計測器の針も振り切れた 1,000 μ Sv/h オーバー





3月13日午前10時42分 双葉厚生病院前で 1000マイクロシーベルト/時以上を 計測したJVJA会員5人と広河隆一は 福島第一原発の方へ向かった

1000 マイクロシーベルト/時を判断するには、本書 76 頁に記載した、原子力の基礎知識 放射線 Q&A には、「日本の原子力発電所は勧告に基づき、発電所からの放出量は、一般公衆の線量限度である 1 ミリシーベルトの 20 分の 1 以下という、厳しい線量目標を定めています。」と、原告ら発電所周辺 6 町らは明記していたことからすると、天文学的数値であることが分かる。

したがって、国際機関や外部の専門家が何を言おうが、原告は自身が公表していた1ミリシーベルトの20分の1という線量限度を主張しないと、虚偽公文書作成罪に問われ、発電所周辺6町の住民たちから、訴追される恐れがあるので、被告東電の準備書面第12の主張を完全否定しておく。

※東京電力株式会社には、決して覆せない歴史があるはずだ。

- ·福島第一原子力発電所原子力事業者防災業務計画
- ·東京電力株式会社福島第一原子力発電所防災資機材報告書
- ・原子力発電と放射線(A 教育用)教材
- ・放射線作業と遵守事項(B・C教育用)教材
- BTC教材―法令・規則、保安規定等
- ・失敗に学ぶ教室
- ・福島県原子力発電所所在町協議会の会議録
- ・広報誌 きずな de ふたば
- ・平成 19 年 3 月 1 日東京電力株式会社 原子力発電設備における法定 検査に係るデータ改ざんの調査結果(概要)等々
- ・他 多数存在する

等の報告書を読むにつけ、原告は「止める」「冷やす」「閉じ込める」の美辞麗句に騙され、時々の失敗、トラブルの連続で信頼の失墜を繰り返してきたことが思い浮かぶ。(今は、被告東電の性善説で誤魔化されたことを反省している。)

時には強い怒りを表したこともある。余りにも稚拙なトラブルに、愕然としたことは度々あった。その度、所長以下幹部が謝罪の説明に双葉町役場に通っていた。特に思い出深いのは、トリチウム放出問題である、当時の大出所長は平身低頭で、役場に来た。原因を聞くと、バルブ操作を作業員が誤り、汚染水タンクから純水タンクへ、トリチウム水を移動させてしまいましたと、見え透いた言い訳を言った。この時は過去形になっていたので、配管が繋がっているので切断して、メクラ栓を取り付けるよう注意を促した。

ある日、背の高い大出所長が、更に平身低頭で役場に来た、要件を聞くと前回 と同じく純水タンクにトリチウム水を入れてしまい、外洋に放出しましたと、前 回より最悪な報告に来た。所長が帰った後、あの所長は出入り禁止だなとつぶや いたら、東電に伝わり、町長に出入り禁止にされたと大出所長が語っていたそうで、しばらく役場に姿を見せなかった。

常に、東電には相当我慢していた、被告東電の代理人は気づかないだろうが、 東電から山のように、毎日、双葉町役場に届けられる「トラブル報告書類」を決 裁・押印するのに、平均2~3時間は費やしていた。原告の前職は、トラブルの 解決と新たな改善策を関与先に提示することだった。東電の「トラブル報告書」 の隅々まで診ることが出来たので、時間がかかった。要注意の個所には「東電を 呼べ」と付箋を付けていた。通常業務を終えてから決裁するので、平均19時過 ぎまでかかっていた。

今考えると、残業代を東電に請求するべきだったなと思う。

町 長	総括参事	総務課長	企画課長	課	員		
			(a)	想			
日時	平成19年1月22日 (月) 10:00~10:35						
来庁者	東京電力福島第一原子力発電所 大出所長、北村副所長						
応対者	井戸川町長、 高野企画課長						
件 名	福島第一原子力発電所1号機の原子炉補機冷却系への復水補給水系の水の混入に ついて						
	大出所長か	ら持参資料に	こより説明さ	า3.			
勺 容	町長:なぜ分離しなかったのか。						
	所長:(バルブの写真を示しながら)定検中に実施する予定でいた。それまではチ						
	エー	ンロックで-	十分との考え7	どったが、鍵が同じだっ	た。また、運転員は間		
	違え	ないと誤解し	していた。				
50							

《トリチウム放出事件調書の一部》

こんなことを繰り返していた会社が、裁判になったら上からの目線で、津波 対策問題を隠蔽しておきながら、たたみかけるような反論をしているが、事故 前に、原告に同じように反論をすれば、**直ちに発電所の運転を止めてさせてい** た。

第3章 原告の追加主張

1. 行政として果たさなければならないこと

「福島県緊急被ばく医療活動マニュアル」は本件事故前から備えられていたので、本件事故発生後は影を潜めて、放射能の影響は考えにくいなどと、たわけたことを語っているが、福島県はこのマニュアルの何をやったのかということを福島県民に示さなければならない。

原告は福島県民なので、このマニュアルによって被ばく後の対応を受ける 権利があるが、何も施されていないのが実情なので、外部機関らが策文する、 もっともらしく装った報告書を、正しいというわけにはいかない。

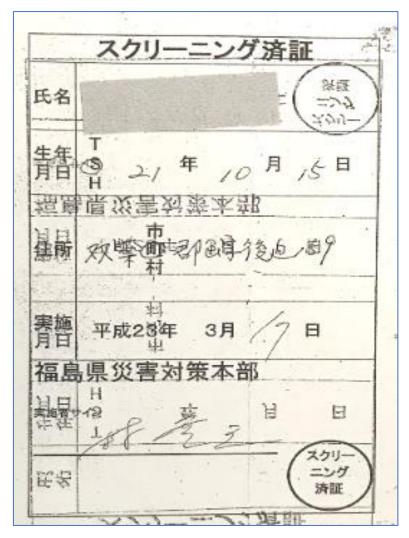
外部機関らとは、原告(前双葉町災害対策本部長)と、一度も接触していない事故後に出現した部外者らを言う。原告が行政として主張する事実に対し、被告東電は、原告に対し、津波・地震情報を隠蔽して惹起した事故において、発電所周辺6町に対する発電所の「安全」に対する背任の罪で、罰を受けなければならないのに、被ばく加害について被告東電は、反論する立場にないことは明らかである。

原告は、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルに示された記録表は、全て実施されていないので所持していない。

したがって、被告東電並びに UNSCEAR 報告及び環境省らは、原告の被ばく度、被ばく量、病変について正解した答えは出せないので、本準備書面第 12 で被告東電が、被ばく被害を否定する反論はできないはずである。

ここに、偽のスクリーニング済証がある。

《川俣町のスクリーニング検査で使われた用紙》



上記の用紙は、平成23年3月17日に、川俣町で双葉町民を対象にしたスクリーニング検査の、被ばく医療マニュアル違反の記録紙である。

通常、公的に計測を行う場合、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルに示されている様式に従い、計測器の製造番号、型式、測定の場所、天候、場所、バックグランド値、測定時間、部位ごとの記録は必須のはずであるが、この用紙には記載されていない。この用紙を見れば、虚偽のスクリーニング検査を行った事実を証明している。

このため原告は、令和4年3月2日付けで福島県知事に対して提起した審

査請求について、福島県個人情報審査会長から令和5年12月18日付けで 答申を送達されたものを以下に記す。

一以下答申の一部—

3頁(3)震災当時のスクリーニング検査に関する資料から、川俣町体育館でのスクリーニング検査は旧放医研が行っていた可能性があったため、当審査会は①スクリーニング検査の実施主体、②スクリーニング測定記録票の作成の有無、③スクリーニング測定記録票の保管の有無、④スクリーニング測定記録票の県への提出の有無について旧放医研に紹介した。

その結果、旧放医研は、国の指示に従って、平成23年3月13日午後から 平成23年3月14日早朝まで川俣町体育館でスクリーニング検査を実施し ていたことが確認された。しかし、スクリーニング検査記録の作成及び保管に ついては旧放医研として確認できず、スクリーニングの記録文書その他関連 文書を県に提出したことはないとの回答を得た。

(4) これらの結果等から、平成23年3月13日午後に川俣町体育館で行われたスクリーニング検査は、旧放医研が中心になって行われたものであり、当該検査に係るスクリーニング測定記録票を作成したかどうか判然としないものの、県に対し当該スクリーニング検査の記録を提出していないため、実施機関はスクリーニング測定記録票を取得していないと認められる。

被告東電は上記のように、事故の際に行うべきことを本件においては、行っていないことを排除してから、原告に対し反論すべきと考える。

又、被告国は、 $30 \mu \text{ Sv/h}$ 以上は測らないのような測定をしていた。

これで、 $4,613 \mu$ Sv/h の環境下にいた原告の被ばく被害を否定できるわけがない。3 月 12 日原告が双葉町内に在町時、1 号機のベントで $4,613 \mu$ Sv/h が記録されており、 30μ Sv/h と比較すると実に **154 倍の被ばく被害(不利益情報の不**

告知による傷害事件ということができる)に遭っていた。

それを以下の文書に記載されていることは、偽装を推奨している証である。

(2) 測定方法

- ・NaIシンチレーションサーベイメータ、又は電離箱サーベイメータにより測定するが、第1班、第2班については30μSv/h以下を基本とし、これを超過した場合にはその地点から先の測定は行わないものとする。
- ・ 測定地点は、別紙地図に定める<u>定点</u>を含むエリアから適切な間隔を持って選定するものとする。
- なお、定点での測定を行った場合は、測定の都度、測定値を国に報告すること。

2) 環境試料中の放射性物質濃度

モニタリング地点とそのモニタリング核種

環境試料は、第1班と第2班において採取し、Ge半導体検出器により、ヨウ素 131、セシウム 137 などの核種分析を行う。

この際、SPEEDIのヨウ素131の地表蓄積量の予測結果等を考慮し、採取を行う。

(別紙) 1/3

これは容易ならぬこと、「本件事故は偽りの事故対応だと」ここで白状したことを示している。

被告東電は、被告東電準備書面第 12 で、高村とか UNSCEAR は「こう言っている」と反論したが、 $30\,\mu\,\mathrm{Sv}$ /時を超えた場合は計測していないので、本件事故においては、正確に計測していませんと答えている。

したがって、被告東電の準備書面 1 2 の反論は、根底から正確な主張にはなっていないので、原告は根拠の伴わない主張に答弁のしようがない。

結 語

被告東電の準備書面第 12 は、原告に直接関係がない策文を多用して信用を毀損し、原告個人が経験した環境と症状に対し、反論が不正確な内容になっているので、双葉町の現場の事実を述べて頂ただかなければ、被告東電は原告を正確に

反論することが出来ない。

被告東電に断っておかなければならないことは、被告東電は民間企業であること肝に銘じておかなければならない。原告は、元職とはいえ双葉町町長時に発生した事件で考えれば地方公共団体の長及び、双葉町災害対策本部長だった。

双葉町災害対策本部長の責務と権限は、災害対策基本法、原子力災害対策特別 措置法等に定められた「住民の生命、身体及び財産を災害から保護する」ことを 行政執行する義務と権限が与えられていた。

一方、被告東電は、電気事業法、原子炉等規制法及び原子力災害対策特別措置 法等に責務が定められていた。

そして、原子力災害対策特別措置法に定められた行政(発電所周辺自治体を含む)、公共機関及び電気事業者が集い行う、原子力災害対策特別措置法第23条に定められていた「原子力災害合同対策協議会」において、行政の分限、事業者の分限を超えた組織を整えて、原子力事故に対応することになっていた。

この体制が完成されていない現在において、分限を超えた被告東電だけの言い分を聞くわけにはいかない。

被告東電はあくまで民間企業の分限でしか主張・要求はできないので、原告が 主張する権限行使に反論は適わず、被告東電が主張する準備書面12の全部は 不当である。

おわり